

平成 1 7 年度

青森県公社等点検評価委員会
点検評価結果等報告書

平成 1 7 年 1 1 月

青森県公社等点検評価委員会

目 次

	頁
第 1 章 点検評価に当たっての総論的事項	1
第 2 章 点検評価結果	
1 - 1 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	9
1 - 2 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	13
1 - 3 青森県土地開発公社	17
1 - 4 財団法人青森県建設技術センター	23
1 - 5 青森県道路公社	27
1 - 6 青森県住宅供給公社	33
1 - 7 青い森鉄道株式会社	37
1 - 8 むつ小川原原燃興産株式会社	41
1 - 9 財団法人青森県沿岸漁業振興協会	45
1 - 10 青森空港ビル株式会社	49
2 - 1 財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター	53
2 - 2 社団法人青い森農林振興公社	59
2 - 3 社団法人青森県栽培漁業振興協会	65
2 - 4 財団法人青森県フェリー埠頭公社	69
2 - 5 財団法人青い森みらい創造財団	73
2 - 6 財団法人青森学術文化振興財団	77
2 - 7 下北汽船株式会社	81
2 - 8 社団法人青森県産業振興協会	85
2 - 9 社団法人青森県畜産物価格安定基金協会	89
2 - 10 財団法人むつ小川原漁業操業安全協会	93
委員名簿	97
(参考) 青森県公社等点検評価委員会による点検評価実施対象公社等 及び点検評価実施(予定)年度	99

第 1 章

点検評価に当たっての総論的事項

第1章 点検評価に当たっての総論的事項

1 本県における公社等について

本県における公社等は、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等のため、それぞれその時代の要請を受けて設立され、幅広い分野において重要かつ多様な役割を担ってきた。

しかしながら一方で、国・県の行財政を取り巻く社会情勢、経済環境の変化、地方分権の本格化等に伴い、徹底した行財政改革や県自身が担う分野の見直しが行われている中で、公社等についても設立目的と現状の業務内容の乖離、経営上の様々な課題等が明らかになったところである。

こうした中で、公社等が新たな時代の要請に的確に対応していくためには、統廃合を含んだ組織や業務の見直し等を実施することにより、県民サービスを第一義としながら、最少の経費で最大の効果をあげることのできる、青森県らしい活力ある地域社会の構築に真に貢献できる公社等として再生していかなければならない。

2 当委員会の役割と点検評価の目的

当委員会は、平成14年度から16年度まで本県の主要な29公社等の経営状況、経営改革の方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきた「青森県公社等経営評価委員会」の後を受けて、平成17年度から、公社等改革を進めるために知事から委嘱された委員会である。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、独立した法人である公社等自身が見直しを実施していく必要があることは当然だが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県としても、統廃合を含んだ組織や業務の見直し、更には今後の県としての関わり方等についても検討を行うことが必要となっている。

当委員会はこうした状況を踏まえて、公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行い、合わせてその改革のための提言を行うことを目的としている。

3 点検評価の視点

当委員会は、県が25%以上の出資等を行っている29公社等の経営状況、業務執行状況等を点検評価するに当たって、以下の視点を設定した。

(1) 青森県行政改革大綱に掲げる「公社等の改革」の進捗状況の点検

「公社等の改革」(平成16年12月改訂の青森県行政改革大綱より抜粋)

『 公社等については、社会経済情勢や県民の行政ニーズの変化の中で公社等を取り巻く経営環境が著しく変化していることから、民間活力の活用の観点も踏まえて、統廃合等を含め、その目的のより効果的かつ効率的な達成のための取組を推進します。

1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、業務内容等を検討の上、積極的に公社等の統廃合に取り組みます。

2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

経営の健全化

公社等を取り巻く経営環境の変化に柔軟に対応できるようにするため、事業の抜本的な見直し、徹底したコスト削減等を実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営を目指します。

人員体制の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については、順次引き揚げることとし、また、経営状況を踏まえ、職員数の適正化及び給与の見直しを行います。』

(2) 平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において指摘を受けた「今後の課題」を踏まえた、公社等の経営状況についての評価

「今後の課題」(平成17年3月に提出された青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書より抜粋)

『 県公社等法人の公共目的が効率的・効果的に達成されるように、本年度も当委員会が県公社等法人の経営状況に関する評価(マネジメント評価・財務評価)と、県公社等法人の経営改革方向性に関する提言と、県公社等法人の見直しを第三者の立場で実施してきたことを踏まえ、以下のような課題に各公社等法人が真摯に取り組んでいくことを当委員会は強く求めるものである。

1) 自己経営評価制度を生かした経営改革推進

2) 独立採算経営の確立と自主独立経営の確立と目標管理型経営の徹底・実質化

3) 県公社等法人の見直し

4) 硬直的でなく補助金等を前提としない経営姿勢の確立と経営組織の活性化』

(3) 包括外部監査における公社等に対する指摘事項の改善状況の点検

各年度の包括外部監査結果（平成11年度以降における各年度に公表された包括外部監査結果参照）

従って、提出された公社等経営評価シートや各種決算資料等を基にしながら各公社等及び所管課とのヒアリングを実施した上、それぞれの課題にどのように取り組んで、その効果がどの程度上がっているのかという視点から点検評価に臨んだ。

4 各公社等に対する主な提言について

本年度の対象20公社等について、上記の視点から点検評価を行った個々の結果は「第2章 点検評価結果」において詳述しているが、主な提言は以下のとおりである。

1 - 1 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	ア 独立民営化に向けての業務及び組織体制等の見直し ----- イ 独立民営化に向けた諸課題の検討に当たっての留意事項 ----- ウ 職員の意識の向上の必要性 ----- エ 退職給与引当金の計上
1 - 2 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	ア 助成金額の上限の見直しと弾力的運用 ----- イ フォローアップの目的及び基準の明確化
1 - 3 青森県土地開発公社	ア 当法人の組織・人員及び給与等の見直しの必要性 ----- イ 青森中核工業団地の分譲の促進
1 - 4 財団法人青森県建設技術センター	ア 経営の独立民営化に向けた事業展開 ----- イ 職員の技術力の向上に向けた体制の整備
1 - 5 青森県道路公社	ア 債務削減に向けた更なる取組の必要性 ----- イ 効率的な業務執行のための組織体制の見直しの必要性
1 - 6 青森県住宅供給公社	ア 解散に向けた諸課題への着実な取組 ----- イ 解散に向けた組織体制の整備

1 - 7	青い森鉄道株式会社 ア 収支改善に向けた取組の強化 イ 沿線自治体、地域住民及びＪＲ東日本等との協力体制の整備
1 - 8	むつ小川原原燃興産株式会社 ア 新たな業務の展開と職員の教育 イ 業務の効率的な執行のための見直し
1 - 9	財団法人青森県沿岸漁業振興協会 ア 事業内容の充実 イ 残余財産の有効な処理・処分
1 - 10	青森空港ビル株式会社 ア 効果的な集客対策事業の実施 イ 県出資金の引揚げの検討
2 - 1	財団法人21あおもり産業総合支援センター ア 理事長の常勤化 イ 業務推進組織の合理化、効果的・効率的な事業実施及び県派遣職員数の適正化 ウ 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上 エ 財源確保のための新規事業の検討 オ 中・長期経営計画の早期見直し
2 - 2	社団法人青い森農林振興公社 ア 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行 イ 農地保有合理化事業の一時貸付事業における事前チェックと経営指導の徹底等 ウ 経営状況に応じた給与の見直し
2 - 3	社団法人青森県栽培漁業振興協会 ア 経営の自立・独立化 イ 漁業者及び関係団体への協力要請
2 - 4	財団法人青森県フェリー埠頭公社 ア 中・長期経営計画の早期見直し イ 貸倒引当金の計上 ウ 継続的な経営努力

2 - 5	財団法人青い森みらい創造財団
	ア 他の団体との統合 ----- イ 国際交流事業の抜本的見直し
2 - 6	財団法人青森学術文化振興財団
	ア 組織体制の見直し ----- イ 地域に貢献する支援への対応 ----- ウ 資産運用のリスク管理
2 - 7	下北汽船株式会社
	ア 新たな経営改善計画の策定・公表 ----- イ 経営健全化に向けた一層の努力
2 - 8	社団法人青森県産業振興協会
	ア 効率的な運営及び収益事業の拡大 ----- イ 実施事業ごとの経営情報の開示等 ----- ウ 内部監査の制度確立と実施・強化
2 - 9	社団法人青森県畜産物価格安定基金協会
	ア 畜産協会との統合に向けた検討 ----- イ 内部監査の制度確立と実施・強化
2 - 10	財団法人むつ小川原漁業操業安全協会
	ア 統合等による内部統制の充実強化及び業務執行の効率化 ----- イ 漁業振興対策助成事業における実施事業の精査

5 公社等全般に関する指摘事項について

本年度の対象20公社等の点検評価を行う中で、当委員会は、以下の問題点がかなりの数の公社等に共通する課題であると考えことから、二点を抽出して指摘しておきたい。

(1) 公社等における人件費の高止まりの是正

第一点は、公社等の多くが、各公社等と組織や事業費において同規模の民間企業に比較して人件費が高止まりしていることである。

かなりの数の公社等が、「県民サービスの維持・向上や県内産業の振興等のために県の業務を補完する形で設立、運営され、県と類似、同等の業務を行っていること」等を理由として、その給与体系を県職員の給与体系に合わせているのが実態であるが、当委員会としては、設立の経緯や業務運営の類似性をもって、直ちに公社

等が自らの職員に県の給与体系を準用することに同意できない。

現在、本県各産業界が置かれた社会経済情勢の厳しさや県の行財政改革の緊急性を考えれば、公社等の給与水準は、むしろ組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準にするべきであると考ええる。

県の指導においても、公社等の職員の給与については、従前、各公社等間の給与の均衡を図るため、「県の設立に係る公社等の役員及び職員の定年並びに給与の取扱要領」において、「職員の給料月額は、県の一般職の職員の例による」とされていたところであるが、同要領は、平成14年11月に廃止されており、現在の「公社等の役職員の定年並びに給与に係る参考としての運用範囲や上限の考え方」においては、「職員の給与の種類等は、公社等の経営状況も勘案しながら公社等ごとに独自に決定運用する必要があり、公社等間で同一である必要はない」とされているところであり、当委員会の見解と合致する。

以上については、公社等の経営状況の善し悪しにはとらわれず、県の給与体系を準用している全ての公社等に該当するものと考えている。

更に、経営状況が悪い、あるいは当面の収支均衡は保っているものの中長期的には借入金の未償還が残ると見込まれる公社等については、そうした見直しは避けられないものであり、平成16年12月に改訂された「青森県行政改革大綱」においても、「経営状況を踏まえた給与の見直し」が明記されているところである。

しかし、それにも拘わらず、経営状況による給与の見直しを自らの課題とし、人件費の削減を実施した公社等は本年度において2公社等にとどまっている。公社等の多くが県からの派遣職員や補助金・委託費・無利子貸付けに頼って事業を行い、あるいは土地・建物等の使用料の減免を受けたり、金融機関からの借入れに当たって県の債務保証・損失補償を受けていること等を考えれば、赤字を累積させ続け、あるいは未償還金の返済目処が立たないままである公社等にあっては、人件費について漫然と従来どおりの支給を続けることは到底許されるはずもない。

当委員会は、こうした公社等においては、他のあらゆる経費削減策の実施とともに、直ちに人件費の圧縮に取り組む必要があると考えている。

なお、当委員会が各公社等の人件費の比較に用いたのは、「賃金構造基本統計調査」(平成16年厚生労働省公表資料)である。

(2) 最終的な損益に係る会計処理

第二点として、各公社等における決算を確認したところでは、最終的な損益(収支差額)において、引当金の引当てが不十分なままで、決算書が公表されている例

があったことである。

引当金が十分に引当てされないままに、外形上黒字として決算が公表されている場合には、その情報を手にした県民が的確な判断を下すことができず、誤った認識をもってしまうことが考えられることから、こうした場合には適正水準の引当金を引当てした上での決算を行うよう望むものである。

なお、決算が黒字である場合、そのこと自体は評価するものの、その黒字を適正な目的の引当金として積立てしたり、安定した決算を続けている株式会社にあっては配当を実施することを視野に入れることなどが必要と考える。

以上のような各公社等に共通する課題について、経営状況や今後の経営計画の推移から見て、個別の公社等でこの問題に対処すべきと当委員会が判断した場合は、「第2章点検評価結果」において改めて個々に指摘している。

なお、本年度の点検評価の対象となっていない9公社等についても、同様の視点から、来年度に点検評価を行った上で、改めて検討することとしている。

第 2 章

点 検 評 価 結 果

1 - 1 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理事長	須藤 隆典	県所管部課名	健康福祉部 健康福祉政策課	
設立年月日	昭和52年12月5日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		10,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	15名	1名	
	監事	2名	名	
	職員数	176名	128名	県派遣10名
業務内容	青森県から委託を受けた知的障害児施設青森県立八甲学園、養護老人ホーム青森県立安生園及び青森県知的障害者総合福祉センターなつどまりの管理運営等			
経営状況 (平成16年度)	当期収入	1,912,018千円	(その他参考)	
	当期支出	1,924,373千円	県補助金	114,266千円
	(うち事業費	297,154千円)	県委託料	1,713,768千円
	当期収支差額	12,355千円	退職給与引当金不足額	225,013千円

(2) 沿革

当法人は、県で開設する知的障害者の総合的援護施設「青森県知的障害者総合福祉センターなつどまり」の受託経営を目的として、昭和52年12月に「青森県社会福祉事業団」の名称で設立された。

その後、県は福祉施設等の先駆的、モデル的役割を担う運営を目的として、当法人に県立の「青森県社会福祉研修所」(昭和62年4月) 養護老人ホーム「安生園」及び「釜臥荘」(平成5年4月) 知的障害児施設「八甲学園」(平成5年4月)の4施設を委託した。

また、平成14年4月1日、当法人は広く県民の健康や福祉に係る効率的・効果的な事業を展開するため、財団法人青森県長寿社会振興財団(平成3年7月設立)と統合され、「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に法人名を変更した。

設立以来、当法人は県が設置した福祉施設等を受託運営してきており、社会福祉施設及び民間社会福祉法人の絶対数が不足していた当時においては、その役割は大きなものがあった。しかしながら、近年の民間の社会福祉法人の質・量の充実を背景に、社会福祉行政も変化し、平成14年8月には、県による社会福祉事業団の設立根拠となっていた「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(昭和46年7月16日付け、各都道府県知事あて厚生省社会・児童家庭局長連名通知。いわゆる「46通知」)が地方自治法に基づく「技術的助言」に留まるものとされ、また、平成15年6月の地方自治法改正による指定管理者制度の創設もあり、県立の施設を受託経営するために設立・運営されている当法人のあり方の見直しが行われた。

県は平成16年12月に改定された青森県行政改革大綱の中で当法人を「一層の効率的な業務運営体制を構築するため、施設利用者の処遇を維持しつつ、平成19年度までに独立民営化を行います。」と当法人の改革の方向性を定めたところである。

なお、当法人が受託運営していた「釜臥荘」は平成17年3月に民間譲渡されている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

民間活力を活用して行政サービスの向上と効率化を図る指定管理者制度が、平成18年度から導入される中で、当法人の独立民営化が選択されたことについては、施設利用者に対して継続した処遇を確保するための方策として理解できる。

当法人の平成19年度の独立民営化に向け、解決すべき課題は山積している。本年度の公社等ヒアリング及び提出された資料によると、課題として次のような項目が掲げられている。

- ・施設利用者に対する処遇水準の維持
- ・設置目的等の見直し
- ・人事組織体制の見直し
- ・老朽化した施設・設備への対応
- ・各施設の現行機能の見直し及び新たな事業への取り組み
- ・給与制度の見直し
- ・独立民営化後当面の施設運営費等への対応

公社等ヒアリングにおいて、これらの課題について説明を受けたが、これらの課題は当法人を独立民営化するに当たり真摯に取り組んでいかなければならないものとして理解した。

当法人及び所管課の課題への取組状況を確認したところ、まず、推進体制については、当法人及び所管課、それぞれに課題検討のため専門組織が設けられ、連携した取組を行っていく体制が整備されている。そして、課題に対しては、各課題を細分化し、個々にスケジュールを策定している状況が確認できた。しかしながら、それぞれの課題の解決の方向性については、各項目が関連しており、現段階では提示できず、今年度中には個々の課題の概ねの方向性を定めた上、全体的な方向性についても検討したいとの説明があった。

このように、現段階では課題解決の取組は、課題を抽出し、平成19年度をリミットとする大まかなスケジュールを策定したという状況にある。困難な課題が多いこと、検討期間がまだ残されていること及び課題解決には予算措置の問題もあること等を踏まえれば、当法人及び所管課の取組状況は、慎重に検討を進めているものとして理解できる。施設利用者に対する処遇水準の維持という課題一つをとってみても、民営化後の効率的な業務運営と処遇水準の維持の両立の難しさ、その中でバランスをとる必要がある等、課題としては抽出できても、その解決の方策を直ちに導き出すことは困難であろう。

当委員会としては、当法人及び所管課の課題解決の方向性に関する検討等、今後の取組に期待する。その際に留意していただきたい点については、(4)当法人に対する提言で申し述べたい。

イ 経営状況

当法人の経営は、必要な経費は県からの委託料及び補助金により賄われるため、利益も損失も発生しない構造となっている。このため、当法人は、評価シートにおいて特定資金の留保の状況として「県からの委託金については、残額が生じたときは全額を県に返還することになっているため、留保できない。」とコメントしているところである。

なお、平成16年度において当期収支差額が12,355千円の赤字となっているが、平成15年度に取り崩し特定預金収入とした13,500千円を平成16年度に特定預金支出として戻したことによるものであり、経営上問題はない。

しかしながら、この利益も損失も発生しないという経営構造及び将来の支出に備えて必要な引当や積立を行ってこなかったということが、当法人にとって、いくつかの課題を生じさせている。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書及び包括外部監査結果報告書におい

て、当法人は「退職給与引当金を計上する」ように指摘を受けている。当法人は、退職給与引当金を「青森県すこやか福祉事業団の退職手当に関する規則」に基づいて算出し、このうち福祉医療機構から一部充当される金額を差し引いた不足額について「青森県社会福祉施設等管理運営委託契約」に基づき県が負担すべきものとしている。当法人は、この県負担額は支出が必要になった時点で県から交付されるという理由で、退職給与引当金を計上せず、貸借対照表の注記に退職給与引当金相当額（225,013千円）として表記するに留まっている。

この点については、当委員会も「資産の状況にかかわらず、存在する全ての負債を計上しなければ財務情報利用者の誤解を招きかねない」とする昨年度の委員会と立場を同じくするものである。引当を行い適切な財務諸表を作成した上で、それに伴う欠損金部分は県により手当されると説明したほうが分かりやすく、独立した法人として適切な処理方法であると考えます。

なお、当法人は内部留保が生じない経営構造であることから、独立民営化後、施設が譲渡されることになれば、老朽化した施設・設備への対応として必要となる修繕費用や当面の施設運営費等、それらに対する資金面の手当では独立民営化に当たっての大きな課題となっている。

ウ 業務執行状況

独立民営化により施設を譲渡されることにより、現在10名いる県派遣職員は全員引揚げとなり、施設管理運営に係る委託料も無くなる等、当法人の経営は自主独立経営が行われることとなるが、収入に見合った自立経営を可能としていくためには、課題も多い。

当法人の職員の給与は「46通知」に基づき県職員に準拠したものとなっており、人件費は民間の社会福祉法人よりも高額な給与水準となっている。また、経費に占める人件費の割合も高く独立民営化に当たっては、自立経営が可能な人件費としなければ経営が成り立たなくなることから、人件費の削減は避けられない。

人件費の削減に当たっては、人員体制及び給与水準の見直しが検討されることとなる。当法人からの報告によれば、組織のスリム化・フラット化に当たっては、施設利用者の処遇水準の維持を念頭に、直接処遇に関わる職員はなるべく確保し、その他の直接処遇に関わらない部分は外部に委託すること、中間管理職部門の廃止を行うこと等を検討しているということであった。しかしながら、施設利用者の処遇水準を維持しながら、職員の給与水準を下げ、アウトソーシングや非常勤化等を進めていくことのバランスをどうとっていくかが大きな問題であり、保護者に不安を与えないような対応を望む。

独立民営化に向けて業務及び収益を確保するため、新たな事業への取組も検討しているとの報告を受けた。例えば「八甲学園」での発達障害者支援センターの運営受託事業や「安生園」での訪問介護事業所の開設など、収益性も考慮し、当法人のこれまで培ったノウハウ、人材を活用できる事業について検討しているとのことであり、当委員会としてもその必要性を理解するものである。独立民営化に当たっては、経費の削減も必要ではあるが、施設利用者の処遇や職員の雇用を確保するためにも、当法人の専門性や優位性を活用した形で新たな事業にも取り組み、収益を確保し、必要な積立を行うなど、経営を安定させる必要がある。

(4) 当法人に対する提言

当法人の平成19年度の独立民営化については、今後諸課題の解決の方向性が具体的に検討されていくこととなると思うが、検討段階という時機を捉えて、当委員会は次のとおり提言する。

ア 独立民営化に向けての業務及び組織体制等の見直し

当法人は、平成19年度独立民営化に向けて、施設利用者の処遇水準の維持及び自立経営の確立といった独立民営化の目的が達成されるよう、業務及び組織体制等について適切な見直しを行うこと。

イ 独立民営化に向けた諸課題の検討に当たっての留意事項

課題の解決方策の検討に当たっては、施設利用者の処遇水準をいかに維持していくかが検討の起点となること、及び性格の異なる3つの施設の特徴を考慮し、同施設が有する課題を明確にすることに留意しながら検討を進めること。

ウ 職員の意識の向上の必要性

独立民営化した場合、人件費の削減は避けられず、人員体制及び給料水準の見直しが行われることとなるが、その場合であっても、職員のインセンティブ、モチベーションを高めることが、施設利用者の処遇水準の維持にも繋がっていくものと考えられるので、各種見直しに加え、職員の意識向上あるいは自覚の向上などに関する対策も同時並行的に行うこと。

エ 退職給与引当金の計上

昨年度、青森県公社等経営評価委員会の指摘及び包括外部監査人の指摘にもかかわらず、退職給与引当金を計上していないことは遺憾である。貸借対照表に注記している要計上額を退職給与引当金として計上すべきであること。

最後に、独立民営化に伴う県の支援については、所管課は他県の先行事例の視察を行うなど情報収集に努めており、他県の状況も参考としながら、最も適切な対応は何かを検討していきたいとのことであった。当委員会としては、一定の支援策の必要性については十分に理解しており、支援策の検討に当たっては、施設利用者及びその家族の不安並びに本県の実態に配慮し、適切に対応するよう期待する。

1 - 2 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理事長	飛鳥 久範	県所管部課名	商工労働部 むつ小川原振興課	
設立年月日	平成元年3月20日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		10,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	16名	1名	
	監事	3名	名	
	職員数	5名	3名	県派遣2名
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等			
経営状況 (平成16年度)	当期収入 6,167,737千円 当期支出 6,153,910千円 (うち事業費 833,215千円) 当期収支差額 13,827千円	(その他参考) 収入及び支出の中には、運用財産としている短期借入金収入(利息は日本原燃(株)が負担)及びその返済のための短期借入金返済支出の5,000,000千円がそれぞれ含まれている。		

(2) 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月20日、当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄附金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に財団の事業は基本財産10,000千円(県出捐金)、基金5,000,000千円(電気事業連合会からの寄附金)、借入金5,000,000千円(利息は日本原燃(株)負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

現在、当法人は主に財産運用から生ずる果実により実施されている「地域・産業プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」という。)及び電気事業連合会からの毎年度の寄附金を財源として実施されている「原子燃料サイクル事業推進特別対策事業」(以下「特別対策事業」という。)の2つの助成事業を行っており、その助成はむつ小川原開発地域だけにとどまらず、県内各地の地域振興及び産業振興のための取組に幅広く活用されている。

ここ数年の事業費の実績を見ても、プロジェクト支援事業では毎年度250,000千円程度が市町

村、地域団体及び産業団体等に助成され、また、特別対策事業では平成20年度までの期間限定事業とはいえ、これまで毎年度600,000千円程度が市町村に助成されており、当法人が本県の地域振興及び産業振興において果たす役割は非常に大きい。

イ 経営状況

当法人の経営は、最近の低金利を反映し運用財産収入が減少していることから、10,000,000千円の資金の運用については、資金計画を策定し、安定的かつ有利な運用を維持するため、金融機関からアドバイスを受けている等の報告があった。

平成21年度以降未定となっている特別対策事業については、当該事業は平成6年度から5年限りとして3回実施されている事業であり、もともと当法人の経常的事业ではないことから、当該事業がなくなっても当法人の経営への影響は少ないとの見方もあるが、特別対策事業が廃止された場合、特別対策事業の実施に伴い日本原燃(株)より交付されていた事務費もなくなることとなり、相当額については運用財産の利息収入に頼ることとなることから、助成事業を行う上である程度影響があると予想される。

ウ 業務執行状況

当法人の事業は、助成事業の実施により間接的に県内各地の地域振興及び産業振興を図るというものであることから、県民及び資金を拠出している電気事業連合会等から助成の有効性に疑問を持たれぬよう、その効果について留意する必要がある。

こうしたことから、当法人はフォローアップの強化を目標として掲げており、平成16年度には実施事業のうち、助成金額が多額で、かつ産業振興のウエイトが高い事業についてフォローアップを実施したところである。このため、昨年度、同委員会から「本法人は、フォローアップの充実をさらに図り、本法人の事業活動が経済活性化と雇用創出に一層繋がっていくことを望む」との一定の評価を受けているものである。

今年度、当委員会はフォローアップの充実という観点から、当法人のフォローアップの実施状況を点検評価したところ、当法人が現在行っているフォローアップは、事後であるものについては、結果的に現地を視察して感想を述べる程度に留まらざるを得ないものもあり、実効性が疑われるものも見受けられた。これについて当法人は、フォローアップに定義や基準を設け、フォローアップにおける当法人の権限を明確にすることで、実効性のあるフォローアップとするため、プロジェクト支援事業助成金交付要綱の中に、事業実施年度における9月現在の実施状況並びに事業完了年度から2年間における達成状況(事業の成果、地域振興や産業振興への貢献状況等)の報告規定を明文化することとし、平成17年10月3日付けで当該要綱を一部改正し、事業効果を検証することとしたところである。

更に、当委員会はプロジェクト支援事業の質的向上についての点検評価も行った。当法人は、平成18年度の当該事業の採択に向けて、採択基準及び採択方法についての見直しを行っており、採択基準に新たに次の4項目が加わった。

新採択基準(要約)

- 県が策定した「生活創造推進プラン」をはじめとする県の施策に呼応した事業を優先すること
- 地域の雇用に結びつくこと期待される事業を優先すること
- 期待される成果、効果、目標が数値化できる事業を優先すること
- パンフレット、ポスター、銘版等に、何らかの形で具体的に、当法人から支援を受けている旨を明記すること

また、採択方法については、総合的かつ専門的な意見・助言を得るため、プロジェクト支援事業検討委員会を本年度設置したところである。

このように、当法人は現状のフォローアップの不備を認識し、その改善に努めているほか、プロジェクト支援事業の質的向上に関してその対策を講じようとしていることが確認できた。

平成16年12月に改定された行政改革大綱の中の「公社等の経営改革」に関する項目を見ると人員体制等の見直しとして、「公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については、順次引揚げること」とされている。

当法人には常勤職員3名中2名の県派遣職員がおり、県の施策を踏まえた事業採択をする場合等、助成事業を効果的に実施するためには必要であることも否定できないが、事業採択のための委員会設置や、今後、当法人が有効な助成事業を行っていく上で重視するコンサルティング業務、フォローアップの充実等の業務内容の専門性を考慮すると、それを専門的な立場で実施するための職員の必要性が高まるのではないかと印象を受けた。その場合、現在の県職員の派遣の見直しを含め、職員構成の検討が課題となる。

(4) 当法人に対する提言

当法人の県内各地における地域振興及び産業振興に果たす役割の大きさに鑑み、今後、更に効果的な助成事業を展開していただくため、当委員会は次のとおり提言する。

ア 助成金額の上限の見直しと弾力的運用

平成18年度からのプロジェクト支援事業の採択にあたり、採択基準及び採択方法についての見直しを行っているが、助成事業を更に効果的に実施するためには、事業の選択と助成の集中を弾力的に行い、事業にメリハリを付け、必要などころには適切な投資を行っていくことが必要と考えられるので、助成金額の上限(原則1件当たり200万円)の見直しについても検討すること。

イ フォローアップの目的及び基準の明確化

助成事業のフォローアップの強化に取り組んでいることは評価できるが、その実施に当たっては今般自ら設置した外部の委員会を十分活用し、専門的な見地から目的を明確にし、基準を定めて実施すること。

最後に、県内の地域振興及び産業振興を行っている他団体等と連携すれば、当該団体の持つ情報等を活用することで、より効果的な事業展開も可能となるのではないかと考えている。更に事業連携に留まらず他の組織・団体との統合に進むならば、管理費の削減、職員の流動化等が図られ、専門的な業務を行う職員を採用することも可能となるのではないかと考えている。従って、将来的には類似組織・団体との統合も一定の視野に入れておくことが望ましい。

1 - 3 青森県土地開発公社

(1) 法人の概要

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

理 事 長	徳 海 晋 一	県所管部課名	県土整備部 監理課
設立年月日	昭和 48 年 3 月 31 日	基本金	10,000 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	10,000 千円	100.0%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	6 名	2 名
	監 事	2 名	1 名
	職員数	27 名	23 名
業 務 内 容	地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う公有地取得事業、内陸工業団地の用に供する一団の土地の造成を行う土地造成事業及び地方公共団体等の委託に基づき土地の取得のあっせん等を行うあっせん等事業		
経営状況 (平成 16 年度)	事業収益	2,960,030 千円	(その他参考)
	事業利益	40,624 千円	準備金合計
	経常利益	39,995 千円	県委託料
	当期利益	36,579 千円	県債務保証
			376,627 千円
			119,992 千円
			3,701,638 千円

(2) 沿革

高度経済成長期においては、土地の高騰は深刻な問題であり、地方公共団体が行う公共事業においても用地の取得に事業費の相当部分が費やされるなど、事業の効率が著しく低下していた。

このような状況に対処するため、全国の地方公共団体では将来の公有地となるべき土地を先行取得しておくため、公益法人を設立するようになった。本県においても、昭和 45 年 2 月 5 日、財団法人青森県土地開発公社が設立された。その後、昭和 47 年 10 月、必要な土地の先買いにに関する制度及び地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設等を内容とした「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき昭和 48 年 3 月 31 日に上記財団法人が組織変更して青森県土地開発公社となった。

以来、当法人は、県による債務保証のもと民間の金融機関から自由に資金借入れができ、将来に必要な土地を値上がり前に確保できるという公社制度の利点を生かしながら、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行い、本県の社会資本整備の進展に寄与してきたところである。

なお、平成 14 年 4 月 1 日から当法人、青森県道路公社及び青森県住宅供給公社(以下「3 公社」という。)の管理部門が統合されるとともに常勤役員も併任とされ、現在に至っている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

土地開発公社の役割は、地方公共団体に土地需要があり、又地価が上昇している局面において

特に重要である。このような局面では、土地開発公社が地方公共団体に代わって公共用地等を先行取得することにより、将来の地方公共団体の財政負担を軽減し、公共事業の円滑な実施に寄与することができる。

しかしながら、近年の社会経済状況の変化により、全国的に公共事業は削減傾向が続いており、土地開発公社の担う公共用地等の先行取得という役割の重要性は薄らいでいると言わざるを得ず、こうした現状に鑑み、神奈川県においては神奈川県土地開発公社の解散といった第3セクターの見直しの方向性が打ち出されているところである。

本県においても、公共事業の削減傾向が続き、景気が回復傾向にあるとはいえ、未だ地価の下落傾向が続いているという状況下にあって、当法人の事業量は下記の表のとおり減少している。また、土地の先行取得事業（当法人が事業区分としている「公有用地取得事業」及び「代行用地取得事業」）は、公有用地取得事業にあっては、平成13年度にむつ市釜臥山スキー場拡張整備事業に係る用地取得が完了して以来、実績がなく、又代行用地取得事業にあっては、一級河川岩木川水系津軽ダム建設工事（14年度債務）及び一般国道45号線八戸南道路工事（平成15年度債務）に係る用地取得が平成16年度に完了したため、現在は一般国道4号七戸バイパス工事（平成16年度債務）のみが実施され、当法人の主要な事業は本来の目的である土地の先行取得事業から県の用地取得を補完するあっせん等事業に移行している。

【事業実績】

（単位：㎡）

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	面積	面積	面積	面積	面積
公有用地取得事業	41,630	2,396	0	0	0
代行用地取得事業	376,247	933,925	168,393	81,135	14,669
土地造成事業	0	0	0	0	0
あっせん等事業	539,677	247,007	165,765	234,772	156,107
合計	957,554	1,183,328	334,158	315,907	170,776

（単位：千円）

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	金額	金額	金額	金額	金額
公有用地取得事業	36,483	3,468	0	0	0
代行用地取得事業	4,708,126	6,697,756	1,466,015	1,235,042	451,685
土地造成事業	342,115	120,489	89,542	42,966	32,154
あっせん等事業	9,457,161	5,219,547	4,561,912	4,624,713	3,359,285
合計	14,543,885	12,041,260	6,117,469	5,902,721	3,843,124

（「公社等業務報告書」より）

当委員会は、当法人を点検評価するに当たり、地価の下落が続く現在の経済状況及び公共事業の抑制が続く本県の財政状況並びに当法人の厳しい経営環境を踏まえ、当法人の必要性が第一に議論されなければならないと判断した。

なお、この点について、昨年度の青森県公社等経営評価委員会は、公共用地取得業務量及び労働生産性の観点から、現時点では当法人を活用して公共用地取得業務を行う現行方式を継続することもやむを得ないとしながらも、「今後も、公共用地取得業務を伴う公共事業が大幅に削減されていくことや、規制緩和が進行していくことが予測されるので、本法人は公共用地取得業務量の大幅な減少による当該業務の県直営方式、あるいは民間委託もありうることを視野に入れて、人件費を含めたさらなる経費節減に努めるとともに、業務の効率的な遂行のための役職員の研修

環境整備に努めていくこと」及び「現時点では、現行方式が本県にとってプラスであるとしても、近年、本県の財政が逼迫化してきており、それゆえ本県の公共事業も大幅な削減を余儀なくされてきていることに鑑み、県土整備部に対して、公共用地取得業務量や労働生産性や管理費用等を考慮した上での現行方式と県直営方式について、費用（税）対効果を基準として定期的に、真摯に比較調査し、その結果を関係部局からなる然るべき組織で検討するシステムを構築していくこと」を求めており、県の用地行政における当法人の位置づけ及び必要性についての定期的な確認を提言しているところである。

当委員会は、本年度のヒアリング等において、当法人の業務量の確保の将来見通し並びに県の用地行政における当法人の位置づけ及び必要性等について、当法人及び所管課に確認した。

当法人から示された年度別収支計画では、平成18年度以降、当法人の主要な業務受託先である県からの委託業務量が不透明であるとして、平成18年度以降の収支計画が数値として示されなかった。また、当法人は業務量を確保するため、県土整備部のほか、他部局からの用地取得業務を受託するよう努めていること、国事業の委託を受けるべく国土交通省青森河川国道事務所に積極的な働きかけをしていること、また、北海道新幹線用地取得業務の委託を受けるべく情報収集に努め、関係機関に要請を行っていること等を報告した。

更に当法人の必要性に関し、当法人は、公共事業量が減少している現状であるが、近年の複雑、多様化する補償要求に対応し公平な補償を行うためには、当法人の用地取得の専門機関としての役割が大きいと主張した。また、所管課は、減少したとはいえ全く先行取得事業がなくなるわけではないことから、当法人であれば民間資金を活用して柔軟かつ迅速な対応ができること及び用地交渉事務の複雑化、高度化に対し、ベテラン用地職員が少なく経験年数の浅い職員が多い本県の現状からすると、豊富な経験と知識を有する当法人を活用したほうが、迅速かつ効率的な用地行政が期待できること等を理由に短・中期的には当法人は必要であると主張した。なお、所管課は近年の当法人の経営環境の変化に対応し、長期的な視点に立って当法人のあり方を検討していく必要があるとしている。

当委員会は、当法人の業務量確保の取組については理解したが、北海道新幹線用地取得業務など一時的に新規の業務が発生するという楽観はあるにしても、基本的には業務量の将来見通しが立たないという当法人の非常に厳しい経営環境を確認した。

また、当法人の現在の役割は、当法人の本来の目的である民間資金を活用した土地の先行取得業務にではなく、県の職員の経験・知識不足を補うという県の行う用地交渉業務の補完的役割に移行しており、当該役割だけでは積極的な意味での当法人の存在意義は薄らいでいると言わざるを得ない。更に、今後、規制緩和、民間活力の活用の進展により、現状では法令上の制約等により実質的に土地開発会社にしか委託できない用地交渉業務についても、将来的には民間のディベロッパー等でも可能な業務となる可能性を視野に入れるならば、その役割は更に急速に低下することも考えられる。

イ 経営状況

当法人は、業務量の減少に伴い事業収益の減少が続いており、このため平成13年度以降は平成15年度を除き赤字決算となっており、平成12年度末に540,421千円あった準備金も平成16年度末には、376,627千円となっている。今後このような状況が続くとするならば、近い将来準備金も底をつき欠損金を抱えかねない懸念がある。

当法人は、業務量の確保に努めるとともに、人員及び経費削減を行い収支改善の努力はしているものの、近年の急激な業務量の減少に対処しきれしていない状況にある。

当法人が長期的に事業規模を予測することは困難であることは当委員会としても理解するが、少なくとも現在の運営費を賄えるだけの事業量を確保することは難しい状況が続くと考えられ

ることから、当法人は経営の健全化に向け運営体制を抜本的に見直す必要がある。

ウ 業務執行状況

現在、当法人の常勤職員のうち県派遣職員は青森県道路公社及び青森県住宅供給公社との管理部門の統合により併任となっている3名だけであり、当法人固有の業務に県派遣職員は配置されていない。また、プロパー職員20名の配置は業務部14名（本部6名、駐在8名）、経理課3名、庶務課3名（青森県道路公社及び青森県住宅供給公社との併任）となっており、業務部のうち駐在の8名が県内4箇所の県土整備事務所に2名ずつ配置されている。この組織体制は、用地交渉は複数体制で行わなければならないこと、4県土整備事務所に職員を駐在させること等を考慮すると必要な人数であるとの説明を受けた。また、当法人は平成16年度から人件費の削減、職員の年齢構成の適正化を図るため早期退職制度を導入しており、同制度を活用し1名が退職し、平成17年度において1名の職員を新規採用している。このことについては、現在の最小限の組織体制を維持するため補充したとの説明を受けた。

当委員会としては、業務量が減少している中で、当法人が長期的な業務量の予測や業務執行体制の見直しがないまま現行の組織体制を維持するために職員を採用したことは疑問である。当法人は今後数年間に8名の退職者が出ることになることから、早期に長期的な業務量や将来的な役割を考慮して、組織体制を検討する必要がある。

なお、当法人の説明によれば、現在管理部門を統合している青森県住宅供給公社の解散業務が平成19年度以降本格化すると想定されることから、平成19年度以降の3公社の管理部門のあり方を見直すこととしており、その際に当法人の組織、人員、給与等について全面的に見直すこととしているとのことであった。また、所管課においても、当該見直し時期に合わせ、長期的な当法人の必要性を検討のうえ、当法人の見直しを行うとしているので、抜本的な見直しが行われることを望む。

当法人の行う業務の中に青森中核工業団地造成事業があるが、当法人は県の事業の代行者として事業に要した資金の調達、資産の管理及び関連業務を行っており、事業に要した資金（長期借入金）については全額県の債務保証（平成16年度末残高3,701,638千円）を受けており、その期限は平成25年度末となっている。

当該事業に要した資金は、当該団地を分譲した代金によって回収されるものであるが、現在のところ当該団地の分譲等の割合はリースによる立地を含め約18.0%（うち分譲17.3%）に過ぎない。当該団地の分譲に当たっては、県（工業振興課）、青森市及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が協議会をつくり企業誘致を行っている。

なお、当該団地分譲事業については、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「このまま販売が進まないようであるならば、平成15年度末に顕在化しかけた県財政へのリスクを平成25年度末まで先送りしたにすぎないことになる。さらに、借入金の支払利息を考慮するならば、販売完了が遅れば遅れるほど県財政に負担を累積させる可能性がある。それゆえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構とともに同事業の販売の中心的責任者である県の工業振興課は、平成16年12月現在販売実績数値（全体62.9haのうち9.4ha売却済みで、14.9%）をさらに向上させていくことはもちろんのこと、一日でも早く販売を完了するように責任を肝に銘じ、販売活動に真摯に取り組んでいくこと強く求める」と提言されている。

昨年度に比べ、分譲はわずかながら進んでいるところであるが、当該事業が県の債務保証による借入金によって賄われており、分譲が進まなければ県が多額の負担を強いられることから、当委員会としても平成25年度まで企業誘致の一層の促進を強く望むものである。

県工業振興課によれば、当該団地への誘致促進を図るため、補助金や融資制度といった各種支援策を県内他の地域よりも手厚くシインセンティブを高め、県の産業政策（クリスタルパレイ構

想、環境エネルギー産業創造特区、農工ベストミックス等)に連動した産業、企業立地を検討し、今後具体的な目標を定め、取り組んでいきたいとのことであったので、今後の取組に期待したい。

(4) 当法人に対する提言

地価の下落傾向や公共事業の減少により、当法人の本来の目的である公有地の先行取得業務が減少し、また、他の用地取得業務も減少していく中で、現在のような業務量が続けば、運営費を賄えるだけの収益をあげることができない状況が続くことが予想されるなど、当法人のおかれている状況は大変厳しいと判断せざるを得ない。このような状況を踏まえ、当委員会は次のとおり提言する。

ア 当法人の組織・人員及び給与等の見直しの必要性

3 公社が統合組織としている管理部門については、青森県住宅供給公社の解散業務が平成 19 年度から本格化することから、見直しが行われ、これに併せて当法人の組織体制等の見直しも行うこととしているが、当法人の組織体制等の見直しに当たっては、業務量及び収支状況を踏まえたうえで経営が成り立つよう、組織、人員及び給与等について全面的に見直しが必要であること。

イ 青森中核工業団地の分譲の促進

県が青森市及び独立行政法人中小企業基盤整備機構とともに行う青森中核工業団地の分譲については、将来の県の財政負担を生じさせることのないよう平成 25 年度までの 100%分譲に向け、県及び青森市の産業政策と連携したかたちで、関係部局、関係機関連携のもと強力に行うこと。

最後に、当法人が本来の目的である公有地の先行取得を行い、本県の社会資本整備に大いに寄与してきた時代と現在では当法人を取り巻く社会経済環境は大きく変わってきているところである。当法人の役割が薄れ、業務量も決定的に減ってきている中、短期的に持続可能な見直しが行われたとしても、当法人が今後とも長期間にわたって維持運営していくことが本当に必要なのかどうか様々な角度から検討されなければならない。

1 - 4 財団法人青森県建設技術センター

(1) 法人の概要

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

理 事 長	千葉 要	県所管部課名	県土整備部 整備企画課	
設立年月日	昭和 51 年 4 月 1 日	基本財産	3,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	3,000 千円	100.0%	
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	14 名	1 名	
	監 事	2 名	名	
	職員数	61 名	47 名	県派遣 2 名
業 務 内 容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに公共施設の下水道維持管理等			
経営状況 (平成 16 年度)	当期収入	1,722,560 千円	(その他参考) 県委託料 1,583,313 千円 (うち下水道維持管理等に係るもの 1,262,271 千円)	
	当期支出	1,690,332 千円		
	(うち事業費	1,211,946 千円)		
	当期収支差額	32,228 千円		

(2) 沿革

昭和 50 年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図るため、昭和 51 年 4 月に当法人は設立された。

一方、昭和 62 年 4 月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成 3 年 4 月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うため、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成 2 年 4 月に財団法人青森県下水道公社（以下「下水道公社」という。）が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成 14 年 4 月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人の業務を便宜上、公益事業、受託事業及び下水道事業の 3 つに分けると、公益事業及び受託事業は従来から当法人が行っていた建設事業に関する事業であり、下水道事業は統合された下水道公社の行っていた事業である。

すなわち、公益事業は建設材料の調査研究、研修事業及び市町村への技術支援等であり、受託事業は設計・積算業務、施工管理業務及び建設材料試験等であり、下水道事業は下水道維持管理業務等の受託、下水道技術の調査・研究、下水道の普及・啓発活動等である。

本年度、当委員会は、当法人が実施する各事業及び最近の状況について、提出された資料及び

ヒアリングにおいて確認したところである。

まず、公益事業については、当法人が設立以来、県内の建設関係技術者の指導的役割を担っている部分であり、当法人が業務の中心に据えているものである。本年度、当法人及び所管課から報告のあったところによると、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたことにより、公共工事における県や市町村等、発注者の責務が強化され、これまでの技術力に加えて、今後は入札時の技術提案の評価、完成後の工事成績評価など新たな技術や事務が求められることとなり、その対応が十分でない県内市町村においては、当法人を活用することが同法律のガイドライン等に示されているとのことであり、当委員会としては当法人の新たな業務の可能性として期待する。

また、受託事業については、近年、民間業者の技術力が向上してきたことから、民間においても実施可能なものについては当法人以外の民間業者の活用がある程度進んできていることが確認できたが、当委員会としては、今後とも民間業者の技術力の向上にも努め、更に民間を活用できる範囲が広がった場合には、その業務が当法人・民間を問わず効率的かつ効果的に実施されることを望む。

下水道事業については、これまで県から受託していた岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道（以下「県管理の下水道」という。）に平成18年4月から指定管理者制度が導入されることとなり、平成17年10月末現在、指定管理者の候補者として選定され、当法人は、これを契機に当法人全般にわたる経営改革の基本計画を策定することとしていることが確認されたところであり、具体的な計画内容と行動に期待したい。

このような状況にある当法人については、平成16年12月に改定された青森県行政改革大綱の中で「下水道への指定管理者制度の導入を踏まえ、下水道の管理部門の体制を見直し、その他の部門については、経営の独立民営化を行います。」と改革の方向性が示されている。また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは「本法人の旧建設技術センター部門は、（中略）経営の独立民営化に向けた実効的なタイムスケジュール化を検討し、実施していくこと」及び「下水道事業に平成18年4月を目途に指定管理者制度が導入されることから、旧下水道公社部門も経営の独立民営化により指定管理者制度に対応していくことが適当と考えている」と提言されているところである。

当法人は、県管理の下水道において指定管理者となった場合においても、現在の建設事業部門と下水道事業部門の2部門を継続して実施していくこととしていることから、改革の方向性を部門毎に分ける必要性は現在のところ見いだせない。すなわち、当法人には経営の独立民営化が求められるところとなっている。

経営の独立民営化を果たすためには、経営が人的にも財政的にも県の支援を頼らないことが重要である。当法人の場合、財政的には補助金等の交付を受けていないことから、県派遣職員の引き揚げを行い、今後とも補助金等を受けることなく独立した経営を行っていく必要がある。また、受託業務についても県からの業務に偏ることなく、市町村等からの受託業務を拡大し、又当法人の専門性や優位性を活かした新規事業を開発する等、独自の収入確保の取組が必要となっている。

イ 経営状況

下水道事業は県からの委託料により必要な経費が賄われていることから、基本的に損益は発生しない構造である。また、公益事業の事業収入は限られており、公益事業の事業費を賄うには至っておらず、前期からの繰越収支差額を繰り入れして事業を行っている状況にある。このため、当法人の経営、すなわち当法人の管理費を賄うためには受託事業収入が重要ということになる。

当法人の受託事業は、年々減少しており平成14年度 653,669 千円であった受託事業収入は、平成15年度において 566,396 千円、平成16年度には 456,741 千円となっている。なお、受託

事業収入の内訳は平成16年度をとってみると設計積算事業収入326,059千円(受託事業収入に占める割合71.4%)、試験手数料収入72,961千円(同割合16.0%)、道路等台帳整備事業収入46,096千円(同割合10.1%)等となっている。これら受託事業収入については、公共事業の減少傾向や民間の技術力が向上してきていることを考慮すると、今後も更に減少していくことも予想される。

当法人は受託事業収入の減少にもかかわらず、継続して黒字経営を続けており、平成16年度は32,228千円の黒字であり、同年度末において次期繰越収支差額を250,875千円有しているところである。

ウ 業務執行状況

当法人は上記のような安定した経営状況にあっても、現状と将来を見据え、継続してその役割を果たすために、新規事業の開発を進めるとともに、人件費を含めた管理費の削減に取り組んでおり、平成17年4月1日からは建設部門の職員について、給料月額8%~10%を削減、期末手当の20%削減、管理職手当の20%削減を実施していることは評価できる。

また、経営の独立化を図るため、プロパー職員の幹部登用を行っており、現在2名いる県職員についても平成17年度をもって引き上げる予定であるということであり、行政改革大綱に掲げる経営の独立民営化に向けての人的体制も整いつつあることが確認された。

なお、当法人によれば、今後は県管理の下水道の指定管理者の候補者に選定されたことを契機に下水道部門の職員を含めた当法人全般に係る見直しを行い、今まで以上に合理化を進めるとしていることから、今後の取組に大いに期待したい。

(4) 当法人に対する提言

当法人は県管理の下水道の指定管理者の候補者に選定されたことを契機として、当法人全般にわたる見直しを行い、更なる合理化を進めることとしているが、その取組に期待するとともに、今後、経営の独立民営化が実現できるよう、当委員会は次のとおり提言する。

ア 経営の独立民営化に向けた事業展開

経営の独立民営化のため、当法人は人的にも財政的(受託事業を含む。)にも県の支援や業務に頼ることなく、本県における建設事業の振興発展に寄与するという目的のもと、社会的要求に柔軟に対応しながら業務の対象範囲を拡げ、当法人の持つ技術力を活かして各種事業を積極的に展開していくこと。また、各種事業の実施に当たっては、民間業者同様、その効率的な業務執行とサービスの向上に努めていくこと。

イ 職員の技術力の向上に向けた体制の整備

建設関連の技術が日々向上していく中で、当法人が継続して県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術者の指導的な役割を果たしていくため、当法人の存在価値は他よりも優れた技術力であるということを肝に銘じ、絶えず危機感をもって職員のスキルアップに向けた体制の整備に努めること。

最後に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に見られるように、公共事業が「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」へと品質確保を重視する方向へ移行する中で、地方公共団体職員を含め建設業関係の技術者に求められる技術や業務は増加していく傾向にあり、その支援者として公益法人である当法人の活用が期待されているなど、当法人の活動範囲の拡がりも想定される場所である。当法人は、この時機を捉えて、積極的にその役割を十分に果たし、存在価値を大いに県民にアピールすべきである。

1 - 5 青森県道路公社

(1) 法人の概要

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

理 事 長	徳 海 晋 一	県所管部課名	県土整備部 道路課
設立年月日	昭和 50 年 4 月 1 日	出資金	10,098,000 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	10,098,000 千円	100.0%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	3 名	2 名
	監 事	2 名	1 名
	職員数	22 名	13 名
業 務 内 容	「みちのく有料道路」、「青森中央大橋有料道路」、「青森空港有料道路」、「第二みちのく有料道路」の管理運営等		
経営状況 (平成 16 年度)	当期収益 2,284,284 千円 (うち業務収入 2,279,367 千円) 当期費用 2,030,179 千円 (うち 償還準備金繰入額) 405,446 千円 当期利益 254,105 千円 償還準備金繰入額は、全道路の総収益が総費用を超える額を計上することとされている。	(その他参考) 県無利子借入金 7,370,188 千円 県債務保証・損失補償 17,890,250 千円	

(2) 沿革

本県においては、東北縦貫自動車道弘前線の建設が昭和 49 年度から着工され、更に、むつ小川原開発の進展が期待される中、各圏域を結ぶ道路の整備が必要となっていた。また、自動車交通量の激増に対して道路整備が遅れていたため、既存道路の慢性的交通混雑の緩和及び将来の交通需要の増大に対処するための道路整備が必要であった。

交通需要の増大に対応し、その波及効果を高めるためには、道路を短期間に整備する必要があったが、巨額の資金を要した。そのため、従来の公共工事による道路整備では資金や建設の進捗に制約があることから、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用し、短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策が採られることとなった。

こうした中、当法人は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うために昭和 50 年 4 月に設立され、みちのく有料道路(昭和 55 年供用開始)、青森中央大橋有料道路(昭和 61 年供用開始)、青森空港有料道路(昭和 62 年供用開始)、第二みちのく有料道路(平成 4 年供用開始)を建設し、現在その管理運営等を行っている。

また、平成 14 年 4 月 1 日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社(以下「3 公社」という。)の管理部門が統合されるとともに、常勤役員も併任とされ、現在に至っている。

なお、4 つの有料道路のうち青森中央大橋有料道路については、平成 18 年 3 月 31 日に料金徴収期間が終了し、計画通り無料開放されることが決定している。建設費に係る残債務約 74 億円に

については、出資の額に応じた分配をする現金等の残余財産がないため、返還することができない約19億円の県の出資金を除く約55億円の債務処理を行うため、県から補助金を交付することとし、その財源には県が当法人に貸し付けた無利子貸付金のうちから補助金と同額分の返済を求めるところから、新たな県の財政負担は生じないとしている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、4つの有料道路の建設、管理運営を通じ、地域間物流の効率化や県民の交通利便性の向上に寄与してきた。しかしながら、利用交通量及び料金収入が建設当初の計画を大幅に下回っており、料金収入で回収することとなっている建設費に係る長期債務については、料金徴収期間内の返済が困難な状況となっており、当初見通しの甘さや経営改善の取組の必要性等について指摘されてきた。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からも「当面の問題である青森中央大橋有料道路の債務の処理方法及び他の有料道路の処理の方向性と実効的なタイムスケジュールを示す」よう求められていた。

こうした中で、今回、平成18年3月31日に料金徴収期間が終了する青森中央大橋有料道路について、料金徴収期間の延長と無料開放が検討され、期間延長した場合の債務削減効果と無料開放した場合の経済効果を勘案し、無料開放が選択されることとなった。どちらの場合であっても県の財政支援が必要であることを踏まえ、無料開放による効果が速やかに発現されることが、県民利益に繋がることとした判断結果については妥当と考えるが、新たな追加負担は生じないとは言え、債務処理のために多額の県費が使われたことになったことは誠に遺憾であり、当法人はこのことを重く受け止め、残された有料道路の債務解消に向けあらゆる努力をしていかなければ、県民の納得を得られるものではないことを肝に銘じるべきである。

また、当法人は更なる債務削減の取組として平成17年度から平成21年度を計画期間とする「中期経営プラン」(以下「プラン」という。)を策定した。当委員会は、プランの内容と各有料道路の料金徴収期間終了時点における残債務の試算等について確認したところであり、その結果については次の項以降で述べることとする。

イ 経営状況

みちのく有料道路

平成16年度は、「青森県有料道路料金割引社会実験」(青森県有料道路社会実験協議会、事務局国土交通省青森河川国道事務所)を実施し、通行料金を値下げしたことから、利用交通量は増加(対前年比103.3%)したものの、料金収入は減少(対前年比96.8%)している。なお、当該社会実験に伴う減収分は国により補填されるため、収入の減少は生じていない。当該有料道路における当期利益は141,535千円(償還準備金繰入額269,982千円)となっている。

平成16年度末までにおける計画との対比をみると、

利用台数		料金収入	
計画	46,875,061台	計画	36,483,501千円
実績	40,366,693台	実績	30,786,946千円
対計画比	86.1%	対計画比	84.4%

当該有料道路は、建設費210億円、料金徴収期間は昭和55年11月13日から平成22年11月12日(30年間)である。

当法人は中期経営プランにおいて、収入の確保に努めるとともに修繕の年次計画の見直し及び工事費の精査等による維持工事費の削減等による経費の節減に努めることとしており、当該

有料道路の平成16年度末債務残高 12,602,979 千円（県出資金を除く）をプラン終了の平成21年度末には 8,657,650 千円（削減額 3,945,329 千円）とすることとしている。

なお、プランで見込んだ料金収入及び維持経費をベースに料金徴収期間終了時の残債務は約 81 億円（県出資金を除く。）と試算されている。

青森中央大橋有料道路

平成16年度は、利用交通量は増加（対前年比 100.9%）しており、また、料金収入も増加（対前年比 101.2%）している。また、当該有料道路における当期利益は 65,653 千円となっている。

平成16年度末までにおける計画との対比をみると、

利用台数		料金収入	
計画	135,791,680 台	計画	14,374,462 千円
実績	52,302,661 台	実績	4,992,963 千円
対計画比	38.5 %	対計画比	34.7 %

当該有料道路は、建設費 74.5 億円、料金徴収期間は昭和61年4月1日から平成18年3月31日（20年間）である。

当該有料道路が計画どおり無料開放となること及び残債務の処理方法については既に述べたところである。

青森空港有料道路

平成16年度は、利用交通量は減少（対前年比 88.6%）しており、料金収入も減少（対前年比 88.2%）している。また、当該有料道路における当期利益は 35,450 千円（償還準備金繰入額 135,463 千円）となっている。

平成16年度末までにおける計画との対比をみると、

利用台数		料金収入	
計画	37,821,849 台	計画	8,004,171 千円
実績	28,983,835 台	実績	5,534,162 千円
対計画比	76.6 %	対計画比	69.1 %

当該有料道路は、建設費 61 億円、料金徴収期間は昭和62年7月19日から平成29年7月18日（30年間）である。

当法人は中期経営プランにおいて、収入の確保及び経費の節減に努め、当該有料道路の平成16年度末債務残高 3,425,794 千円（県出資金を除く）をプラン終了の平成21年度末には 2,319,185 千円（削減額 1,106,609 千円）とすることとしている。

なお、プランで見込んだ料金収入及び維持経費をベースに料金徴収期間終了時の残債務は約 8 億円（県出資金を除く。）と試算されている。

第二みちのく有料道路

平成16年度は、利用交通量は減少（対前年比 96.5%）しており、料金収入も減少（対前年比 97.2%）している。また、当該有料道路における当期利益は 11,189 千円となっている。

平成16年度末までにおける計画との対比をみると、

利用台数		料金収入	
計画	26,574,078 台	計画	5,264,358 千円
実績	12,152,814 台	実績	2,349,917 千円

対計画比 45.7 % 対計画比 44.6 %

当該有料道路は、建設費56億円、料金徴収期間は平成4年3月30日から平成34年3月29日(30年間)である。

当法人は中期経営プランにおいて、収入の確保及び経費の節減に努め、当該有料道路の平成16年度末債務残高3,597,761千円(県出資金を除く)をプラン終了の平成21年度末には3,324,529千円(削減額273,232千円)とすることとしている。

なお、プランで見込んだ料金収入及び維持経費をベースに料金徴収期間終了時の残債務は約28億円(県出資金を除く。)と試算されている。

各有料道路の状況は以上であるが、当法人全体としては平成16年度当期利益254,105千円(償還準備金繰入額405,446千円)を計上し、9期連続の黒字となっており、設立以来の繰越欠損金も解消されたところである。また、長期債務についても平成7年度から平成16年度までの10年間で約67億円を削減している。

このように単年度における有料道路の維持運営面だけを考えれば、当法人の経営状況は安定しており、財務内容も改善されてきているところであるが、建設時における巨額の借入金の料金徴収期間内の解消を図るためには、十分な収益を確保できていない。

プランにおいては、収入確保策として、回数券の販売促進及び積極的な広報活動により有料道路利用者の新規拡大を図るとともに、平成16年度から実施している駐車場事業を拡大し有料道路の料金収入以外についても取組を強化することとしている。また、経費等の節減については、有料道路の安全性確保のもと経営改善策に取り組み、今後5年間で平成16年度決算額から約33%の業務費用を削減することとしている。

当法人は、このプランの実施により5年間で約54億円(青森中央大橋有料道路に係る債務を除く。)の長期債務の圧縮に努めることとしており、債務の減少は改善の方向性が示されたが、試算された各有料道路の料金徴収期間終了時における残債務をみてもわかるとおり、更なる取組や処理方策の検討が必要となってくるのは必至である。

ウ 業務執行状況

当法人は、プランにおいて経営改善策の具体例として次のような項目を掲げている。

- ・ 契約発注における入札の競争性確保及び発注方法の見直し
- ・ 維持工事の年次計画の見直し
- ・ 企業広告を活用した印刷経費の軽減
- ・ 組織の見直しによる効率的な人員の配置
- ・ 各種経費の内容及び必要性の精査
- ・ 延長の短い路線の県管理道路との一体管理
- ・ 管理職手当の削減及び県内旅費日当の廃止

先に述べたように、当法人はこれらの取組、特にみちのく有料道路の維持管理費の見直しにより大きく経費を削減しているところである。当委員会としては、これらの取組については評価するが、債務が返済できないことは早期に予見されていたことなので、このような取組はもっと早い段階で実施されるべきであったと考える。

当法人の人員体制をみると、県派遣職員が4名(うち3名は青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任)、プロパー職員9名(庶務課3名(青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任)、経理課3名、道路工務課3名)となっている。平成18年度以降、青森中央大橋有料道路に係る業務がなくなることを踏まえた人員体制の見直しについては、現在必要最小限の人員

で業務を行っていること、残された管理路線の安全性を確保しなければならない等の理由により、当面、現行体制を維持し、管理部門を統合している青森県住宅供給公社の解散業務が本格化する平成19年度以降の組織体制を今後検討する中で、当法人の組織の見直しについても検討したいとの説明があった。

当法人はプランの着実な実施により収支改善を図っていくこととしているが、県からの新たな財政支援を必要とすることなく、当法人が自らの経営努力により債務を返済していくためには、プランだけの取組だけではなく、今後更なる努力をしなければならない。例えば、当法人は給与の見直しについて、収支改善効果も少なく、職員のモチベーションの問題もあることから、現状ではまだ見直しの時期ではなく、今後給与のあり方を検討していくとしている。確かに、給与の見直しは時期を考えるべきであり、例えば給料が下がっても、職員のモチベーション、責任感を持って職務に専念するということが保たれるような対策が同時並行的に行われていかなければならない。今回、青森中央大橋有料道路の残債務の処理に県費が投入されることになり、県民から当法人の今後の取組に注目が集まり、あらゆる努力が求められる中、例え効果が少なくとも料金徴収期間終了までの長期的取組として早期の対応が求められていることから、給与の見直しについても考えるべき時期にきている。

(4) 当法人に対する提言

当法人は、道路の安全性の確保と利用者の利便性の向上に留意して、各有料道路の債務の削減に向けプランを着実に実施することが求められるところであるが、最終的な残債務の処理方策として県民の負担を増加させることのないよう、当委員会は次のとおり提言する。

ア 債務削減に向けた更なる取組の必要性

各有料道路の料金徴収期間を見据え債務を確実に減少させていくためには、プランを着実に実施することはもちろん、給与の見直しを含め、更にあらゆる努力をしていくこと。

イ 効率的な業務執行のための組織体制の見直しの必要性

3公社が統合組織としている管理部門については、青森県住宅供給公社の解散業務が平成19年度から本格化することから、見直しが行われ、これに併せて当法人の組織体制等も見直しも行うこととしているが、当法人の組織体制の見直しを行うに当たっては、管理路線の減少及び業務量の変動等を踏まえ、効率的な業務執行が可能となるような組織体制とすること。

最後に各有料道路の残債務の処理方策の検討に当たっては、今回の青森中央大橋有料道路における検討内容、県民の声を真摯に受け止め、それらを踏まえた検討が早期になされることを望む。なお、その検討は前例を単に踏襲するのではなく、各有料道路の特徴を踏まえて検討されることを望むものである。

1 - 6 青森県住宅供給公社

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理 事 長	徳 海 晋 一	県所管部課名	県土整備部 建築住宅課	
設立年月日	昭和41年3月31日	資本金	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		5,500千円	55.0%
	青森市		1,300千円	13.0%
	八戸市		1,000千円	10.0%
	弘前市		900千円	9.0%
	五所川原市		500千円	5.0%
	黒石市		200千円	2.0%
	十和田市		200千円	2.0%
	三沢市		200千円	2.0%
	むつ市		200千円	2.0%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	7名	2名	理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任
	監 事	2名	1名	監事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任
	職員数	29名	25名	県派遣3名(青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任)
業 務 内 容	宅地造成及び宅地分譲並びに賃貸住宅管理及び県営住宅管理受託業務等			
経営状況 (平成16年度)	事業収益	921,970千円	(その他参考) 県委託料 192,942千円 (県営住宅維持管理に係るもの)	
	事業利益	127,683千円		
	経常利益	12,078千円		
	当期純利益	19,558千円		

(2) 沿革

昭和40年当時、住宅事情は宅地価格の高騰により住宅の建設費が増大し、中堅所得者階層の勤労者にとっては、持ち家を取得することが困難となっていた。このような状況のもと、国は住宅を必要とする人たちの住宅取得を容易にするため、昭和40年6月に地方住宅供給公社法を制定し、地方住宅供給公社制度が創設された。現在、47都道府県及び公社法施行令で指定した10市において、57公社が設立されている。

本県の場合、昭和33年に財団法人青森県住宅協会として発足し、制定された地方住宅供給公社法に基づき昭和41年3月31日に青森県住宅供給公社に組織変更した。設立以来、当法人は、分譲住宅事業及び宅地分譲事業等を通じ、住宅を必要とする県民に居住環境の良好な住宅を供給し、県民の生活安定と社会福祉の増進に寄与してきた。

しかしながら、近年の当法人を取り巻く社会経済環境の変化から、「持ち家」を促進するという

設立時の役割は薄らいだことから、当法人は事業縮小を行うとともに、解散に向かった業務運営を行っている。

また、平成14年4月1日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県道路公社(以下「3公社」という。)の管理部門が統合されるとともに常勤役員も併任とされ、現在に至っている。

なお、平成17年3月に策定された青森県行政改革実施計画には「青森県住宅供給公社は、地方住宅供給公社法の自主解散規定の整備を前提として、平成20年度を目途に廃止する。」と明記されている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

平成13年度青森県公社等経営委員会の検討結果報告書によると、当法人の役割が終了し、その存続がもはや不要となった理由は次のように要約される。

- ・ これまでの当法人の使命遂行や県民所得の向上や住宅ローン制度の充実等によって、「持ち家」を持ちたいという県民の大半が持てるようになったこと。
- ・ 住宅産業が発展・成熟している現在、当法人の存続が民間業者を圧迫することになること。
- ・ 少子化や住宅の高品質化により、住宅産業が縮小産業となっていくこと。
- ・ 当法人が厳しい住宅産業界で生き残っていける可能性がないこと。
- ・ 宅地価格が下落傾向にあること。
- ・ 元職員の横領事件によって、県民が当法人に対し不信感を持っていること。

上記のような提言や県との協議を踏まえ、当法人においても平成16年3月の理事会において「地方住宅供給公社法改正の動向を注視しつつ、出資団体とも協議しながら、平成20年度を目途に解散する方向で事業の整理を進める。」という公社解散に関する基本方針を了承し、解散に向けての諸課題に取り組んでいるところである。

当委員会としても、当法人の解散という改革の方向性については、妥当と判断するものであり、解散に当たっては、困難な課題も多いことから、平成20年度末の解散に向け計画的に、着実に課題を克服しているかどうかという観点で、点検評価を行った。

まず、解散の前提となる地方住宅供給公社法の自主解散規定の整備については、平成17年6月に同法の一部改正が行われ、それまで公社の解散事由になかった「設立団体がその議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに、解散する。」という項目が追加された。これにより、平成20年度末の当法人の解散は前提条件が整った。

次に、当法人の解散に向けての諸課題への取組状況をみると、平成17年6月、国会で地方住宅供給公社法の一部改正が可決されたことを受け、当法人は「住宅供給公社解散業務整理計画」を策定し、解散までに取り組むべき課題を整理し、課題解決のツール及びタイムスケジュールを示している。

課題の主要項目等

- 解散に係る総合調整管理(進捗管理や総合調整、解散に係る諸手続、担当職員の配置等)
- 資産整理(保有している土地・賃貸資産等の処分等)
- 残余財産の処理方針(残余財産の処理に係る基本方針の策定)
- 共同ビルの処理(共同ビルの所有及び管理の取扱い)
- 債権債務の処理(県立保健大学公舎に係る県との割賦販売契約の取扱い等)
- 巨額横領事件の処理(旧役員に対する損害賠償請求訴訟の処理等)
- プロパー職員の処遇(プロパー職員の処遇に係る制度等の検討・施行等)

受託業務（県営住宅管理受託業務の取扱い）

その他（買戻特約の解除、境界未確定地の境界確定等）

このように課題は多岐にわたっており、関係者も県、市町村に留まらず、他団体や土地購入者等も含まれている。公社等ヒアリングにおいては、それぞれの課題について説明を受けたが、解決には困難が予想される課題が多いことを理解した。

当委員会としては、当法人が解散に向けて諸課題の解決のために年次計画を定め、県や公社等との連携・協力及び役割分担などを検討し、「住宅供給公社解散業務整理計画」を策定したことを評価する。その上で、現段階では諸課題解決のためのタイムスケジュールを定めたばかりであることから、これから、その実行が問われており、当法人が平成20年度末の解散に向け、「住宅供給公社解散業務整理計画」に沿って計画的に事務処理を進め、着実に諸課題を解決していくことを期待する。

イ 経営状況

当法人は、平成14年度以降、業務の縮減方針に基づき、新たな住宅団地の開発など新規事業には取り組まないこと、また、分譲住宅から宅地分譲へ販売の主力をシフトさせ、完成宅地の早期売却に努めることを基本姿勢に業務を進めている。この縮減方針もあり、当法人の主力事業である分譲事業は年々減少傾向となり、事業収益も年々大幅に減少している。（事業収益：平成14年度2,044,764千円、平成15年度1,515,121千円、平成16年度921,970千円）

一方、財務内容は、平成15年度に横領事件による被害額及び訴訟費用を特別損失（1,539,640千円）として計上し、平成16年度には共同ビル建設借入金の繰上償還（146,880千円）を行い、借入金総額を減少させるなどして、財務内容の健全化及び経営の安定化を図っており、平成16年度末において7,476,642千円の利益剰余金を有している。

ウ 業務執行状況

当法人の解散の方向性が固まったここ数年は戸建住宅用地・共同住宅用地など保有している土地の処分に重点をおいており、人員体制も住宅管理課を1名減員し住宅企画課（販売部門）を1名増員する対応をしている。

また、組織のスリム化を図るため、退職者の不補充を行っており、平成15年度には27名いたプロパー職員は現在22名となっている。また、県派遣職員は、平成15年度から土地開発公社及び道路公社との併任である管理部門の職員3名となっている。

また、当法人は、県営住宅に指定管理者制度が導入されることを受け、青森、弘前、八戸において実施している県営住宅維持管理受託業務について、解散までの期間と業務内容等についての検討を行い、青森地区における県営住宅の指定管理者に応募していたが、平成17年10月末現在、青森地区の県営住宅の指定管理者の候補者として当法人が選定されている。当該業務には現在の青森地区で県営住宅維持管理受託業務に従事している職員3名をもって充てることとし、弘前、八戸地区の職員4名については、解散に向けての諸課題の整理に従事させることとしている。

分譲事業などが減少していくなかで、解散に係る業務が増加していくため、一定の職員数が必要なのは理解できるので、業務の見直しにより職員の適正配置に努めていくことを望む。

解散業務については、当該業務を円滑に進めるために、解散業務に精通した県職員の平成18年度からの派遣を要望しているとの報告を受けた。また、「住宅供給公社解散業務整理計画」では、解散に向けた総合調整、諸手続の推進を図るため、県県土整備部内にプロジェクトチームを設置するとしているが、年度内の組織立ち上げを目的に検討していると所管課から報告を受けた。

県派遣職員の順次引き揚げが行政改革大綱における基本的な改革の方向性であるが、当法人が求める解散業務専従の県職員の派遣については、その業務の特殊性からいって、必要最低限の範

圏内においてはやむを得ないものと理解するが、県営住宅管理業務からシフトする職員との人員調整、事務配分に留意して欲しい。

一方、当法人の解散に当たっては、プロパー職員の処遇が大きな課題である。

当法人が作成した「住宅供給公社解散業務整理計画」では、プロパー職員の処遇に係る取組として「資格取得等支援制度の検討・施行」及び「再就職支援プログラムの検討・施行」を行う一方で、平成16年度より早期退職制度を実施し、解散に向けた組織体制の整備を図ることとした。

これらの取り組みを含め、プロパー職員の処遇の問題については県も重く受け止める必要があり、連携した取組が求められる。

(4) 当法人に対する提言

地方住宅供給公社法の自主解散規定も整備され、当法人は平成20年度末の解散に向け、策定した「住宅供給公社解散業務整理計画」に沿って諸課題の解決に取り組んでいくこととなる。具体的な取り組みはこれからであるが、その取り組みに当たって、当委員会は次のとおり提言する。

ア 解散に向けた諸課題への着実な取組

当法人が計画どおり平成20年度末に解散できるよう、当法人は関係機関と連携して計画的に諸課題に取り組み、困難を克服し、着実に課題を処理すること。

イ 解散に向けた組織体制の整備

平成19年度以降解散業務が本格化するため、3公社が統合組織としている管理部門について見直しを行い、これに併せて当法人の組織体制等の見直しも行うこととしているが、当法人の組織体制の見直しに当たっては解散業務が効率的に実施されるよう、業務量や適材適所に留意し、適切な組織体制とすること。

最後に、プロパー職員の処遇については、残された期間において、現在勤務している職員が安心して職務に専念できるよう、当法人は所管部局とともに再就職支援プログラムの検討や具体的実施等、最大限の努力をしていただきたい。

1 - 7 青い森鉄道株式会社

(1) 法人の概要

(平成17年7月1日現在)

代表取締役社長	小枝 昭	県所管部課名	企画政策部 新幹線・交通政策課
設立年月日	平成13年5月30日	資本金	600,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	330,000千円	55.0%
	八戸市	70,300千円	11.7%
	東京中小企業投資育成(株)	50,000千円	8.3%
	(株)青森銀行	30,000千円	5.0%
	(株)みちのく銀行	30,000千円	5.0%
	青森市	27,000千円	4.5%
	東京電力(株)	20,000千円	3.3%
	東北電力(株)	20,000千円	3.3%
	三戸町	3,600千円	0.6%
三沢市	3,200千円	0.5%	
組織構成	区分	人数	うち常勤
	取締役	10名	2名
	監査役	3名	1名
	社員数	30名	23名
業務内容	東北新幹線八戸開業と同時にJR東日本から経営分離された東北本線「目時・八戸間」を経営区間(青い森鉄道線)とする旅客鉄道業		
経営状況 (平成16年度)	営業収益	430,215千円	(その他参考) 青森県鉄道施設条例の規定に基づく線路使用料の減免措置(279,183千円)により収支均衡が図られている。
	営業利益	18,847千円	
	経常利益	4,762千円	
	当期純利益	0千円	

(2) 沿革

東北新幹線盛岡・八戸間の開業に伴い、並行在来線となる東北本線盛岡・八戸間については、JR東日本から経営分離され、第3セクター方式で線路を存続させることとなった。そして、鉄道事業を行う第3セクターとして目時・八戸間を経営区間とする青い森鉄道株式会社(平成13年5月30日設立)と盛岡・目時間を経営区間とするいわて銀河鉄道株式会社(平成13年5月25日設立)が設立された。

その後、運賃値上げ、経営の合理化等の諸条件の整備を行い、平成14年12月1日東北新幹線盛岡・八戸間開業と同時に青い森鉄道株式会社目時・八戸間が開業した。

なお、青い森鉄道線は、青森県が第3種鉄道事業者として鉄道施設の所有及び保守・管理を行い、青い森鉄道株式会社が第2種鉄道事業者として旅客輸送を行う「上下分離方式」により事業実施されている。

また、将来の東北新幹線新青森開業により、青い森鉄道線も青森まで延伸されることとなっている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は東北新幹線新青森開業を見据えて、その並行在来線を維持存続し、地域住民の足を守るために設立され、運営されているところである。収入は、JR東日本等の寝台特急列車の乗り入れ収入及び企画乗車券の収入に5割弱を依存しており、自社路線だけの収入では経営が成り立たない。

当法人の経営の困難さは、新幹線開業に伴う並行在来線の経営という特殊性もあり、路線の維持・運営に当たっては当法人の取組だけでは限界があることは否定できない。

当法人を点検評価するに当たっては、当法人のそうした役割、経営環境の厳しさ及び難しさを踏まえた上、その中で当法人が最大限の経営努力をして、交通事業者としての使命である地域住民の足及び利便性の向上を確保しているかについて検討されなければならない。

イ 経営状況

当法人の経営環境は、経営区間の目時・八戸間(25.9km、7駅)がもともと輸送密度の低い区間であることに加え、沿線地域の過疎化・少子化及び自動車の普及による鉄道離れにより、大変厳しい状況にあり、経営実績も許可申請時に策定した収支計画を大きく下回っている。

また、当法人に対する県の支援策として、青森県鉄道施設条例に基づく線路使用料の減免が行われており、線路使用料の範囲内で当期純損失相当額(平成16年度は279,183千円)が減免されることにより、当法人は収支均衡を保っている。

このため、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「平成17年度以降の中・長期経営計画は、平成15年度の経営実績や課題整理を踏まえた上で本法人を取り巻く経営環境のマイナス要因を考慮しつつ、収支改善を最重要課題として策定すること」を求められており、また、減免を受けている線路使用料については、「県財政をさらに圧迫させることのないように、(中略)中・長期経営計画の中で、県に対する線路使用料納付額を逡増していくことをあらゆる角度からシミュレーションして時系列的に数値として示すことを強く求める」と指摘されている。

これに対し、当法人は平成17年3月に平成17年度から平成21年度までの「中期経営計画」を策定したところであり、今年度、当委員会はその点検評価を行った。

中期経営計画の策定方法をみると、収入はこれまでの実績(平成16年度は実績見込み)を参考に各年度の旅客運輸収入が前年度を下回ると想定して見積もりを行っており、支出は実績を基にそれぞれの経費を分析し、費用特性に応じて毎年度必要な経費について見積もりを行っている。当法人は、当該計画により実態に即した内容で収支見通しを立て、経費節減や収益確保を図ることとしており、このような手法により中期経営計画を策定した点においては評価できる。

一方、当法人が策定した中期経営計画においては、収入が現在より逡減していくものと見込まれる中で、交通事業者として一定の経費を支出しなければならず、経費の圧縮には限界があること、また、長期的に人件費を抑制し、青森開業に備え組織体制を確立していくため、プロパー運転士を養成する必要があり一時的に人件費が増加することになること等の理由から、平成17年度から平成20年度まで県から線路使用料の全額免除を受けたとしても当期純損失が生じる見通しとなっており、極めて遺憾な経営環境にあると言わざるを得ない。

なお、当法人は収益を上げるために、これまでどおりJR東日本等からの寝台特急列車の乗り入れ収入及び企画乗車券収入の確保に努めているほか、新たに地域のまつりやイベントと連携した利用促進運動の展開による鉄道利用の奨励、教育の場としての活用等の教育機関との連携の推進等、さまざまアイデアを出し、取り組むこととしている。しかしながら、現実的には継続的に増収を見込むことが困難であり、また、安全対策、人員確保のためには必要な経費は掛けなければならないなど、当法人による経営改善策だけでは限度があり、当法人自らが指摘するように

自社の努力のみでは、これまでのサービス内容全てを維持していくことは困難になってくることが明らかである。

更に、将来の東北新幹線新青森開業に伴い、延伸される青い森鉄道の経営を考えると、現在より利用客が多い区間の開業となる一方で、少子化の影響による高校生の減少や当法人が危惧するように収入の太宗を占めている寝台特急列車の乗り入れ収入の大幅な減収が予想される等、経営状況が好転するかと言えば必ずしもそうとは言えない状況にある。

ウ 業務執行状況

常勤職員 23 名のうち JR からの出向者が 14 名となっており、運転及び運行についてはいまだ自立した組織体制が固まっていない状況にある。

このようなことから、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「今後は組織体制を定かなものとしていくこと」について指摘を受けているところである。

これに対し、当法人では JR からの出向者のうち運転士については、段階的に出向者から退職者による嘱託職員への切替を図るとともに、プロパー職員を採用しプロパー運転士を養成しており、昨年度に比べ JR からの出向職員を 2 名減らす一方で、嘱託社員を 2 名、プロパー職員を 2 名増加させ、組織体制の整備を図ることにより、人件費の適正化に努めている。また、この度策定された中期経営計画においても青森開業に向け自立した組織体制の確立に取り組んでいくこととしていることから、取組が進んでいるものと理解した。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人がこれまで地域住民の足を確保するという目的のもとに懸命な努力をしてきたことは十分に理解できる。更に将来にわたって地域住民の足を確保し、経営を継続させていくための努力を望むが、それを前提として、当委員会は次のとおり提言する。

ア 収支改善に向けた取組の強化

当法人が策定した「中期経営計画」では、平成 17 年度から平成 20 年度まで県から線路使用料の全額免除を受けたとしても当期純損失が発生するという極めて遺憾な経営状況にあることから、県財政への一層の負担を極力回避すべく、当法人自ら最大限の経営努力をし、収支改善に努めること。

イ 沿線自治体、地域住民及び JR 東日本等との協力体制の整備

当法人が地域住民の足を確保するため、懸命に努力をしていることを沿線自治体、地域住民及び JR 東日本等に理解してもらい、その上で沿線自治体、地域住民及び JR 東日本等との連携を強め、必要な協力を求めることによって、関係機関とともに地域全体で地域の足を守っていくという体制を整備すること。

最後に、東北新幹線新青森開業による青い森鉄道の青森延伸に備え、県及び関係市町村が協力して県内交通体系の見直しも含めて青い森鉄道の経営の改善に向けた抜本的な対策について検討されることを望む。

1 - 8 むつ小川原燃興産株式会社

(1) 法人の概要

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

代表取締役社長	後藤 正紀	県所管部課名	商工労働部 むつ小川原振興課	
設立年月日	昭和 62 年 4 月 1 日	資本金	10,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	日本原燃(株)		5,000 千円	50.0%
	青森県		2,500 千円	25.0%
	六ヶ所村		2,500 千円	25.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	取締役	4 名	1 名	
	監査役	2 名	名	
	社員数	1 3 8 名	1 3 6 名	
業務内容	日本原燃(株)による原子燃料サイクル施設の建設段階及び操業時点において発生する付帯業務の受託業務			
経営状況 (平成 16 年度)	売上高	3,245,956 千円	(その他参考) 退職給与引当不足額 62,647 千円	
	営業利益	23,433 千円		
	経常利益	9,653 千円		
	当期純利益	6,002 千円		

(2) 沿革

当法人は原子燃料サイクル施設事業の安定的な遂行と当該施設の立地を契機とした直接的な地域振興に寄与することを目的とし、昭和 62 年 4 月 1 日、青森県、六ヶ所村、日本原燃サービス株式会社及び日本原燃産業株式会社の出資により設立された。その後、平成 4 年 7 月 1 日に日本原燃サービス株式会社及び日本原燃産業株式会社が合併し、日本原燃株式会社が発足したことにより、現在の日本原燃株式会社、青森県及び六ヶ所村の 3 者による出資構成となっている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、原子燃料サイクル施設の建設段階及び操業時点において発生する付帯業務の受託を業務としており、当法人の設立の目的及び経営者の経営理念には次の点を推進するとされている。

- ・段階的に発生する付帯業務を計画的かつ効率的に処理すること。
- ・地元企業等の参画を積極的に推進すること。
- ・安定的雇用機会の創出と地域産業おこしを積極的に図ること。

設立の目的等からしても、当法人は株式会社として収益性を追求するだけでなく、地域の雇用の受け皿として、又地域振興の担い手としてその役割が期待されている。しかしながら、現段階では、地域の雇用の受け皿に留まり、地域振興の担い手までは力が及ばない状況にある。

イ 経営状況及び業務執行状況

当法人は、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「日本原燃からの再委託料率の段階的な引き下げ、日本原燃子会社であるジェイテック(株)との業務分担の関係、再処理事業との関わり合いなど、今後の経営環境が不透明な部分もあることから、更なる経営の効率化、社員の訓練によるサービスの向上、新たな顧客の確保等に努め、将来にわたって安定した経営環境を確立した上で、県出資額の一部を第三者へ譲渡することについての検討を求めるものである。」と提言されている。

これに対し、本法人は今年度のヒアリングの中で、企業として未だ経営が不安定であること及び当法人のもつ地域雇用、地域振興という役割を果たしていく上では、県の出資は必要であると主張した。

当法人の経営状況をみると、平成 14 年度以降、日本原燃株式会社の本社機能が青森市から六ヶ所村に移転されたことによる什器及び備品納入等の業務が増加したことにより、一時的に収益が増加しており、平成 16 年度末には未処分利益が 112,327 千円となっている。しかしながら、退職給与引当金において平成 16 年度末で 62,647 千円の引当不足があること、また、近年、受託先である日本原燃株式会社のコスト削減により、年々委託料率が引き下げられており、現状のままでは今後収益が減少していくことも危惧されることから、長期的な経営安定のための対策が求められることが確認された。

また、当法人の業務は、原子燃料サイクル施設及びその付帯設備の運転・保守管理の補助業務のようなある程度技術を要する業務はあるものの、大部分が事務用品等の販売・斡旋業務や食堂等の受託管理といった簡易な業務が中心となっており、また、草刈りや除雪作業といった利益率の低い再委託業務も多い。

更に平成 15 年 6 月に再処理工場の運営・保守業務をサポートする会社として日本原燃 100% 出資の子会社である株式会社ジェイテック(社員数 161 名)が設立されたことにより、専門性が高く技術を要する業務は株式会社ジェイテックに委託され、簡易な業務については当法人に委託されるという、すみ分けが行われる傾向が強まっている。

なお、公社等ヒアリングにおいては、当法人も業務内容の見直し及び転換についてはその必要性を認識し、業務量の確保、収益性の向上の観点から、再処理構内集配業務といった新規事業への参入、寮食堂管理運営業務に係る職員を正社員からパートに変更し人件費の削減を行う等、経営の健全化に向けた取組を実施していると報告された。

しかしながら、同時に当委員会は、当法人の業務の受託先が日本原燃株式会社及びその関連会社に限られること、株式会社ジェイテックとの業務のすみ分けが存在すること、新規事業の実施及び再委託事業の見直しに当たっては地元企業に配慮しなければならないことにより、現状では業務内容の転換が困難な状況にあることを把握した。

以上のことから、当法人は、設立の目的を達成するため、継続的に地域雇用の確保、地域振興が図れるよう、業務の見直しを行い、安定した経営環境を確立していくことが急務となっており、現段階では安定した経営が確立されているとは言い難いため、県出資の継続も現状ではやむを得ない状況にあると、当委員会は判断した。

(4) 当法人に対する提言

当法人は業務量の確保、収益性の向上のための取組を行っているところであるが、簡易な業務中心という現在の業務形態では、業務量が減少していく一方であり、経営改革もコスト削減策に特化せざるを得ない状況にあると言わざるを得ない。

当法人が地域雇用の場を継続して確保し、ひいては地域振興の担い手となっていくために、当委員会は次のとおり提言する。

ア 新たな業務の展開と職員の教育

今後とも継続して業務量を確保していくためには、簡易な業務ばかりではなく、職員に技能、技術を習得させ新たな職種により事業を展開していく必要がある。この地域における新しい業務のシーズを発見し、収益性を見極め、その業務を実施するためには、職員にどのような資格、技術が必要なのかを踏まえた上で、職員の採用や教育に努めること。

イ 業務の効率的な執行のための見直し

日本原燃(株)からの委託事業に関して、今後も厳しいコスト削減が求められていくことから、そのような中にあっても一定の収益を確保していくために、業務の効率的な執行について絶えず見直しを行うこと。なお、見直しに当たっては、簡易な業務ほど見直す範囲が広く、見直しの効果が現れるということに留意すること。

最後に、県からの出資については、県有資産の効率的配分の観点からすれば、その資金は有効に投入・活用されなければならない。当法人は株式会社であり、経営環境が厳しいとはいえ黒字経営を続けており、継続して一定の利益が確保されるような場合には、現在行っている各種団体に対する寄付などよりもむしろ株主への配当も視野に入れた対応を図るべきである。

1 - 9 財団法人青森県沿岸漁業振興協会

(1) 法人の概要

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

理 事 長	植村 正治	県所管部課名	農林水産部 水産振興課	
設立年月日	昭和 57 年 11 月 12 日	基本財産	3,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	3,000 千円	100.0%	
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	6 名	1 名	
	監 事	2 名	名	
	職員数	9 名	名	県漁連指導課職員による事務処理
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力船「むつ」に係る風評被害に備えるための基金の積み立て ・漁業者等の経営の安定及び沿岸漁業の振興のため漁業協同組合等が実施する施設整備及び種苗の購入等に対する助成 			
経営状況 (平成 16 年度)	当期収入	24,161 千円	(その他参考) 次期繰越収支差額 42,064 千円	
	当期支出	65,159 千円		
	(うち事業費	47,168 千円)		
	当期収支差額	40,998 千円		

(2) 沿革

昭和 57 年 8 月 30 日、「原子力船『むつ』の新定係港建設及び大湊港への入港等に関する協定書」が国、日本原子力船研究開発事業団、青森県、むつ市及び青森県漁業協同組合連合会の間で締結され、この中で原子力船「むつ」に係る風評による魚価安定対策の充実を図ることが合意された。

この合意に基づき、魚価安定対策（原子力船「むつ」に係る風評により、青森県に水揚げされた魚貝類等の価格が低落し、又は販売不能となった場合に、当該魚貝類等の買取り、販売又は処分（以下「買支え」という。）を行う事業及び買支えを実施するために必要な事業）を実施するため当法人は設立された。

その後、原子力船「むつ」は平成 7 年 6 月にその役目を終え、使用済みの核燃料は平成 13 年 6 月から 11 月にかけて東海村に移送された。これにより原子力船「むつ」に係る風評被害に対する魚価安定対策のための魚価安定基金制度は、平成 18 年度末をもって廃止されることとなっている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、原子力船「むつ」に係る魚価安定基金制度が平成 18 年度末をもって廃止されることを踏まえ、平成 18 年度末をもって廃止されることとなっている。このため、当法人の経営も魚価安定基金の段階的削減計画に基づき行われている。

このような状況を踏まえ、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは「今後も、魚価安定基金の段階的削減計画に沿った事業の縮小等を平成 18 年度末まで計画的に行い、本法人が円滑に廃止されることを望む。」と提言されている。

当法人が廃止となる平成 18 年度末までの協会財産の推移及び収支計画について、資料及びヒアリングで確認したところ、一般管理費や魚価動向調査費といった助成事業以外の経費については魚価安定基金積立金を毎年度 10,000 千円ずつ取り崩すことによって、その経費を確保することとし、平成 18 年度末において当該積立金の残額を 0 千円とすることとなっている。

また、魚価安定基金の運用利息（以下「果実」という。）によって実施される魚価安定に資する事業及び沿岸漁業振興対策事業といった助成事業については、平成 13 年度までの果実の残額に基づき、各漁業協同組合（以下「各組合」という。）に平成 18 年度までに配分する助成金の額が合意されており、当該配分額に基づき各組合が平成 18 年度までに事業を実施し、当法人が助成金を交付するという計画となっている。なお、最終的に当法人には平成 14 年度から平成 18 年度までの果実に相当する額、約 19,000 千円が純財産として残る計画となっている。

当法人に対し、法人の廃止に向けた事業の実施状況及び実施見込み並びに廃止に向けての課題等を確認したところ、平成 18 年度までに各組合において事業は実施、完了することになっており、廃止に向けて各組合の納得も得られているため、現在のところ廃止に当たっての問題はないとのことであった。また、約 19,000 千円が残るとしていた純財産については、管理費を実績ベースで置き換えて試算してみると約 23,000 千円が残る見込みであり、その用途は決まっていないとの報告があった。

以上のことからすれば、当法人は平成 18 年度末の廃止に向け計画的に業務を進めており、事業の対象である各組合等の理解も得られていることから、順調に廃止に向かって進んでいると言える。

イ 経営状況

単年度で見ると収入に比べ支出が多く収支差額は赤字（ 40,998 千円）となっているが、これは魚価安定基金の段階的削減計画に基づき、平成 13 年度までの繰越収支差額を財源として事業が計画、実施されているためであり、経営状態に問題はなく、平成 16 年度末においても 42,064 千円の次期繰越収支差額を有している。

ウ 業務執行状況

当法人の業務は、常勤職員がいないため、委託契約に基づき青森県漁業協同組合連合会指導課の職員（9名）が行っている。

事業については、法人設立の目的としていた原子力船「むつ」に係る風評被害は発生しておらず、当法人はもっぱら沿岸漁業の社会的、経済的基盤の整備開発に係る事業（「魚価安定に資する事業」及び「沿岸漁業振興対策事業」による助成事業）を行っている。当該助成事業については、前述したとおり、各組合への配分額が既に決まっており、その財源も確保されているため、事業遂行に当たって困難を生じることはない。このため、各組合等による適正で効果的な事業実施について確認・指導をし、助成事業を実施していくことが、当法人の主な業務となっている。

（4）当法人に対する提言

当法人は、その活動を通じ原子力船「むつ」に係る風評被害に備えるとともに、漁業者等の経営の安定及び沿岸社会の振興に寄与してきたところである。そして、平成 18 年度をもってその役割を終えることとなるが、法人廃止までに残された期間を実りあるものとするため、当委員会は次のとおり提言する。

ア 事業内容の充実

事業については、最近の漁業を取り巻く環境を踏まえた事業内容のグレードアップが図れるよう、当法人自身が努めることはもちろん、各組合等における事業内容の充実が図られるよう指導

すること。なお、事業の実施に当たっては、当法人の業務管理のみならず、事業を実施している各組合等の適正な事業執行についても留意すること。

イ 残余財産の有効な処理・処分

当法人の残余財産の処分については、寄付行為の規定により、当法人と類似の目的を有する他の団体に寄附されることとなるが、現段階で当法人に残ると試算されている純財産約 23,000 千円及び県からの出捐金 3,000 千円については、その用途又は処分が決まっていないので、平成 18 年度の解散に向けてのスケジュールの中で、有効な処理・処分方法を検討すること。

最後に平成 18 年度は当法人にとって最終年度となるので、その位置付けを踏まえ、当法人が実施した事業の成果に関し報告書を作成するなど、当法人がこれまで漁業者等の経営の安定及び沿岸社会の振興に寄与してきた成果を示すことを期待したい。

1 - 10 青森空港ビル株式会社

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

代表取締役社長	奈良 豊規	県所管部課名	県土整備部 港湾空港課		
設立年月日	昭和60年4月1日	資本金	1,620,000千円		
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率	
	青森県		884,000千円	54.6%	
	青森市		251,000千円	15.5%	
	(株)日本航空ジャパン		170,000千円	10.5%	
	日本政策投資銀行		80,000千円	4.9%	
	(株)青森銀行		40,000千円	2.5%	
	(株)みちのく銀行		40,000千円	2.5%	
	東北電力(株)		30,000千円	1.9%	
	日本通運(株)		25,000千円	1.5%	
	(株)東奥日報社		20,000千円	1.2%	
	青森放送(株)		20,000千円	1.2%	
組織構成	区分		人数	うち常勤	備考
	取締役		12名	2名	
	監査役		3名	1名	
	社員数		21名	12名	常勤には臨時職員等を含まない。
業務内容	青森空港ターミナル(旅客ビル及び貨物ビル)の賃貸及び管理運営並びに飲食物、旅行日用品並びに観光土産品の販売等				
経営状況 (平成16年度)	営業収益	774,621千円	(その他参考)		
	営業利益	111,392千円	土地使用料に係る減免額	1,438千円	
	経常利益	106,364千円	県無利子借入金	89,700千円	
	当期純利益	35,413千円			

(2) 沿革

青森空港は昭和39年11月に県が設置・管理する第三種空港として滑走路1,200メートルで供用開始した。その後、激増する航空需要に対応するため、ジェット機が就航できるよう滑走路を2,000メートルとすることとし、新空港の建設を推し進め、昭和62年7月に新空港として供用開始した。こうした新空港の拡充整備に伴い、空港利用者に対し十分その使命を果たせるような空港ターミナルビルの建設が必要となり、平成60年4月1日、県及び関係市町、航空会社並びに経済界等が共同して空港ターミナルビルの運営にあたる「青森空港ビル株式会社」を設立した。

平成4年には国際線対応施設となる空港ターミナルビル増改築等が行われ、平成7年には、国際線定期便対応に必要な施設整備等が行われ、青森～ソウル線、青森～ハバロフスク線が相次いで開設された。

その後も空港ビル施設及び空港機能の充実が図られ、平成17年4月には3,000メートル滑走路が供用開始されている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

経営者の経営理念・基本目標の一つに『青森県の「空の玄関」にふさわしい「ホスピタリティ」と「公共的な施設」としての社会的な使命を認識し、地域に貢献する快適な空港ビル運営に最善を尽くす。』ことが掲げられている。

これは、第3セクターとして設立された当法人の役割でもある。近年の航空会社の撤退及び減便、今後予定される東北新幹線新青森開業の影響等、当法人の経営環境は厳しい状況が続くことが予想されるが、滑走路の3,000メートル化、空港までのアクセス道路の整備、立体駐車場の整備などハード面の充実も行われていることから、当法人としても、継続的にその役割を果たすために、利用者の視点に立って利用者の利便性の向上を図り、ターミナルビルの健全な運営に努めることが求められている。

イ 経営状況

当法人の収入は、大部分が旅客及び貨物ターミナルビルの賃貸料収入であり、全営業収益の約7割近くを占めている。賃貸料収入はテナントの経営状況に、テナントの経営状況は空港利用者の増減に影響されるため、当法人の経営に当たっては空港利用者の増加を図ることが重要である。

空港利用者のほとんどは航空利用者であるが、その数は、近年の社会情勢や航空業界の経営環境の変化による航空会社の撤退及び減便並びに新幹線へのシフトによる影響から、ここ数年、減少が続いており、これに伴うテナント施設の返還、テナント家賃の減少のため、当法人の営業収入も減少傾向が続いている。

このようなことから、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「スカイマークエアラインズの撤退、施設の返還、テナント家賃の減額、羽田空港発着枠見直しによる減便決定等、本法人にとって厳しい経営状況になっていることから、今後、これらに対処するための方策について真摯に取り組んでいくこと」を求められていたところであり、今年度、当委員会はこの取組状況について点検評価を行った。

平成16年度の航空利用者は国内線においては1,230,403人(前期比89.4%)、国際線においては59,557人(前期比172.5%)となっており、全体で1,289,960人(前期比91.4%)となっている。台湾からの国際チャーター便の急増により、国際線は順調に利用者を増やしているものの、主力である国内線は平成15年度に引き続き前期を下回る状況が続いている。また、平成17年度に入っても、国際線は好調であるが、東京便を中心とした国内線の利用者の減少傾向が続いているという報告を受けたところであり、厳しい経営状況に変わりはない。

これに対し、当法人は、収益を確保するためレストランの入居者の確保、有料待合室等を設置し空きスペースのフル稼働に努めているほか、利用者の利便性の向上のため3階見学者ホールや授乳室のリニューアル等の施設環境整備事業を進めている。また、当法人は利用者の減少しているこの時機を捉えて、集客対策事業として、広報事業、利用促進事業及びイベント事業に積極的に取り組んでおり、情報誌の継続発行や各種イベント事業等を展開している。

また、当法人は、当面、新たな整備を必要とするほどの新規航空会社の参入や大幅な増便などの展開がないものと判断し、「青森空港ターミナルビル施設整備」をこれまで実施した整備をもって中止し、今後は年次単位での合理的な修繕、更新等を行っていくこととしており、今後15年を期間とする「中期施設保全計画」を平成17年2月に策定したところである。また、経営状況を意識しながら計画的に事業を実施していくため、「中期施設保全計画」で見込んだ修繕費等を反映させた「中・長期経営計画」を策定し、15年間の収支計画のシミュレーションを行っている。

当法人の平成16年度決算に係る株主総会においては、「中期施設保全計画」を踏まえ、これ

まで別途積立金としていた繰越利益を含めた 977,234 千円についての利益処分が行われ、中期施設保全計画を実施するための「修繕積立金」780,600 千円、次期建設に備えるための「建設積立金」100,000 千円、地震等の災害時の復旧のための「偶発損失積立金」50,000 千円として用途を明確にした積立が行われている。(その他に次期繰越利益 46,634 千円がある。)

このような処理は、前年度の青森県公社等経営評価委員会からの指摘事項「平成 15 年度決算において用途目的を明示していない剰余金が約 941 百万円(別途積立金 860 百万円、次期繰越利益約 81 百万円)あるが、県が出資している第三セクターとして、無目的と思われるような多額の内部留保を計上していることは誤解を受けかねない。従って、積立の目的が明瞭に理解される勘定科目(例えば施設整備に伴っての「施設改修整備積立金」)を当該株式会社内で検討し、それを次回の株主総会に提案することを強く求める。」に対応したものと評価できる。

なお、当法人に対する県出資金については、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「県の出資金の一部引き揚げについては、県の逼迫している財政事情を少しでも健全化へ向かわせ、かつ、限られた県の出資金を新産業や雇用創出に機動的・実効的に配分して県経済を活性化に導いていくために、本法人が所管課や他の株主を主とする関係機関と前向きに検討することを強く求める」と指摘されている。

県からの出資金については、県有資産の効率的配分の観点からすれば、その資金は有効に投入・活用されなければならない。そのためには、株式会社が当初の経営目的を順調に達成し、経営の自立・配当の継続等が可能となった段階では、県出資分を引揚げ、完全私有化への移行に努力しなければならない。

当法人及び所管課からは、県の出資金の一部引き揚げについては他の株主との関連もあり引き続き検討していきたいとのことであった。また、当法人からは、株主への配当を検討しているとの報告があり、策定された「中・長期経営計画」の収支計画をみても計画どおり不動産収入が安定して確保されるならば、必要な各種積立金を積み立てた後も継続して一定の利益が確保され、株主配当も可能な計画となっているところである。株主配当を計画していることについては、評価をするが、県の出資金の引き揚げについては、今後も引き続き検討課題である。

その他、確認された事項として、当法人は今年度、県及び青森市からの無利子借入金(国際化施設整備資金)132,300 千円(県 89,700 千円、青森市 42,600 千円)を繰上償還することとしていること。また、所管課においては、貨物ターミナルビルに係る土地使用料の減免の見直し(1,221 千円分)を行ったことが上げられる。

ウ 業務執行状況

営業収入は減少しているものの、支出面においては、テロ対策等に要する警備員の増員や警報装置の設置等、安全対策に係る経費は削減することができないほか、当法人は、空港利用者を増加させるため、広報や空港利用促進事業等を積極的に展開しているため、一般管理費にはコスト削減効果が現れてこない。広報や空港利用促進事業の積極的な展開を否定するものではないが、営業利益が減少している中では、その効果が重視される。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「内部監査」の制度確立と実施・強化について早急に対応していくことを指摘されているが、今年度、当法人は内部監査規程を整備したところであり、今後内部監査を行うこととしている。

(4) 当法人に対する提言

当法人が、策定した「中・長期経営計画」に基づき、計画的に事業を行い、安定した経営を継続していくことで、今後とも当法人の役割を果たしていくことを期待するものであるが、今後の検討

課題として、当委員会は次のとおり提言する。

ア 効果的な集客対策事業の実施

集客対策事業としての広報事業、利用促進事業及びイベント事業の実施に当たっては、その効果を十分に検討し、実施すること。

イ 県出資金の引揚げの検討

経営目的が順調に達成され、経営の自立・配当の継続等が可能となった段階において、県の出資金の引揚げが行えるよう、引き続き検討すること。

最後に、集客対策の取組、特に航空利用者を増加させるためには、当法人だけの取組では限界があり、県内の観光や産業を活性化させ交流人口を拡大させることが必要である。また、将来の東北新幹線新青森開業の影響についても、当法人の経営には少なからず影響がでるものと考えられるが、交流人口が拡大する局面において、いかにして新幹線と共に本県に人を呼び込むかという関係機関との連携した取組を検討していくことが大切である。

2 - 1 財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター

(1) 法人の概要

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

理 事 長	唐津 一	県所管部課名	商工労働部 商工政策課																	
設立年月日	昭和 44 年 5 月 26 日	基本財産	549,756 千円																	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率																
	青森県		390,000 千円	70.9%																
	みちのく銀行		34,010 千円	6.2%																
	青森銀行		33,690 千円	6.1%																
	青森市		30,245 千円	5.5%																
	東北電力		11,710 千円	2.1%																
	黒石市		7,220 千円	1.3%																
	藤崎町		5,090 千円	0.9%																
	あおもり信用金庫		3,583 千円	0.7%																
	田舎館村		2,445 千円	0.4%																
	みずほ銀行		2,070 千円	0.4%																
組 織 構 成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 数</th> <th>うち常勤</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td>17 名</td> <td>1 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td>2 名</td> <td>名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 員</td> <td>81 名</td> <td>35 名</td> <td>県派遣 19 名</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	人 数	うち常勤	備 考	理 事	17 名	1 名		監 事	2 名	名		職 員	81 名	35 名	県派遣 19 名
	区 分	人 数	うち常勤	備 考																
	理 事	17 名	1 名																	
	監 事	2 名	名																	
職 員	81 名	35 名	県派遣 19 名																	
業 務 内 容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援																			
経営状況 (平成 16 年度)	当期収入	2,456,889 千円	(その他参考)																	
	当期支出	2,417,769 千円	県からの補助金	653,110 千円																
	(うち事業費	1,999,763 千円)	県からの受託料	171,909 千円																
	当期収支差額	39,120 千円	県の損失補償	7,118,863 千円																

(2) 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和 44 年 5 月に財団法人青森県中小企業振興公社が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する新事業支援体制の構築を図るため、平成 12 年 4 月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人 2 1 あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター」に変更した。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、本県における産業の中核的支援機関として、青森県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化までに応じた総合的な支援を行い、企業の振興並びに新たな産業の育成及び新事業の創出を図り、もって本県産業の活性化と活力のある地域づくりに寄与している。

当法人は、このように本県における産業の中核的支援機関として非常に重要な役割を担っていることから、トップマネジメントに優れた常勤の理事長の就任が望まれるところであるが、当法人の理事長は、非常勤であり、東京に在住しているため、平成16年度に理事長が実際に勤務したのは、5月の決算理事会と3月の予算理事会の2日だけとなっている。

このようなことから、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「トップマネジメントの強化を図るため理事長の常勤化を実現して欲しい。」との提言があったが、これについては、平成17年5月27日に前理事長が再任され、常勤化が実現されなかった。

常勤の理事長がいることにより、トップマネジメントの強化が図られるだけでなく、職員の仕事に対する意欲も高まると思うので、理事長の常勤化が早期に実現されることを望む。

イ 経営状況

当法人は、主に国あるいは県からの補助金・委託料等で事業を実施しているが、近年の景気を反映した収益事業の低迷及び未収債権の増大や低金利による基金収益の減少により年々経営状況は厳しくなっている。平成16年度の損益計算書においては、39百万円の当期剰余金を計上しているが、設備・機械類貸与事業について貸倒引当金の引当不足(113百万円)があり、これを考慮すると実質的には赤字である。今後においては、当法人の中心的な中小企業経営資源強化対策費補助金が平成17年度で概ね3割削減され、平成18年度以降もその他の事業も含めて補助金・委託費の削減可能性が高いことから、自主財源の確保、効率的な資金運用のあり方及び限られた財源の中での効果的な事業実施についての検討が課題となっている。

自主財源の確保に向けた取組として平成16年度から設備・機械類貸与事業の申込要件の緩和(申込書の簡素化・保証人の減・担保なし)を実施したことにより、前年度に比較して貸与総額が58パーセント増加したが、より一層の増加を図るため更に見直しを検討している。見直しに当たっては、更なる未収債権の増加を招くことのないよう十分に配慮するとともに、なお一層の貸与審査の厳正化が必要である。未収債権増加の現状は、中小企業者のみを対象としていることを考慮に入れたとしても、これまでの当法人の貸与判断の結果責任が問われていることを肝に銘じて欲しい。このような状況を鑑みるに、経費の削減はもちろんのこと、将来的には民間の類似業種の給与制度・給与水準を参考とした人件費の見直しにも取り組む必要がある。

ウ 業務執行状況

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「(平成16年度の経営評価シートにおいて、)経営目標は数値で立てているものの数値で管理(コントロール)するまでは至っていないとして、自己評価でも『2』と低い評価になっている一連の評価項目については今後の改善点である。」との提言があった。

これについては、当法人から「平成17年度から各事業について数値目標を設定して管理するよう努めている。」との回答があったので、その成果を期待したい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「本法人は、本県における産業支援の中核的支援機関として支援事業の各分野は専門的知識が求められているが、あまりにも事業の範囲が広く組織も多層化しているので、人的資源が分散して効率的な事業ができない恐れがある。そのため、業務推進組織の合理化が必要であり、一例として、雇用支援室事業の地域求職活動援

助事業、ワークシェアリング導入推進事業やジョブカフェ等期間限定事業を含む一連の類似した雇用支援事業に関し業務推進の組織などを合理化の面から見直すことが考えられる。」との提言があった。

これについては、当法人から「雇用支援室とジョブカフェとの統合を検討したが、ジョブカフェは、青森労働局のハローワークヤングプラザと併設するためアスパムに置く必要があり、アスパムにスペースの余裕が無かったことから、平成16年度末に雇用支援室を本部に統合した。」との回答があった。今後も引き続き業務推進組織の合理化に取り組んで欲しい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「事業を実施するばかりでなく、それらの事業が実質的に効果が出ているかの評価やその評価結果を踏まえた事業提案を県に対して提言することを期待する。」との提言があった。

これについては、当法人から「平成17年度にプロジェクトチームを設置し、事業の見直しを検討しており、その結論を踏まえ、県に提言していきたい。」との回答があったので、有意義な提言がなされることを期待したい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「リテール・プラザの事業内容（ビデオの貸出し等）の見直しや効果的な実施方法について引き続き検討して欲しい。」との提言があった。

これについては、当法人から「平成16年度にリテール・プラザを本部に統合したことにより小売商業者からの相談・訪問者等の件数の減少が懸念されるため、各市町村に積極的に出前する移動リテール・プラザ事業等を積極的に展開して、事業を効果的に実施することとしている。」との回答があった。当該事業の効果的な実施に向けた取組については期待したい。また、リテール・プラザ事業は既存事業の見直しの一例として示したもので、限られた財源の中で県民ニーズ・費用対効果等の観点から既存事業の改廃も含めた見直し及び財源確保の方法を県とも協議・検討し、引き続き効果的・効率的な事業実施についての取組を強化して欲しい。

平成16年度末における設備・機械類貸与事業に係る未収債権の貸倒引当金は、中小企業庁からの通知において定められている貸倒引当金計上額の上限額（201百万円）の44パーセントに相当する88百万円（平成15年度は32パーセント）しか計上されていない。

このため、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「（財）全国中小企業設備貸与機関協会作成の設備導入資金債権管理規程に準拠した規程及び資産査定体制の整備にも早期に取り組む必要がある。」との提言があった。

これについては、当法人から「（財）全国中小企業設備貸与機関協会が作成した設備導入資金債権管理規程の貸倒引当金の目安を参考にして引当金の積立てに努力することとしている。」との回答があったが、現在の貸倒引当金の額は、これまでの債権の延滞状況から見て明らかに引当不足であるので、個々の債権の回収可能性を判断することにより、実態に応じた適切な額を計上する必要がある。

設備・機械類貸与事業に係る未収債権は、年々増加してきており、平成16年度における未収債権の状況については、新たに発生した額が約160百万円、回収した額が約126百万円となっており、平成15年度末と比較して約34百万円増加し、約914百万円にのぼる。またこの他に、延滞している貸与先が破綻した場合には、支払期日到来の未収債権と同様に回収が懸念される潜在的な回収不能債権（支払期日未到来金額）が100百万円ある。

このため、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「未収債権の発生防止及び回収率の向上について、回収目標値を設定し、実績と比較し、分析及び対応策を行うという一連の債権回収サイクルを実践して欲しい。」との提言があった。

これについては、当法人から実施しているとの回答があり、平成15年度末までの未収債権

残高 879,922 千円について、平成 16 年度において、67,841 千円の回収目標を設定し、それを上回る 79,290 千円の回収実績をあげているが、平成 15 年度と比較して未収債権の新規増加額は減少しているものの、未収債権は依然として増加傾向にあるので、より一層取組を強化し、未収債権の回収率の向上に努めて欲しい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたって、青森県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化までに応じた総合的な支援を行い、企業の振興並びに新たな産業の育成及び新事業の創出を図り、もって本県産業の活性化と活力のある地域づくりに寄与するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 理事長の常勤化

トップマネジメントの強化が図られるだけでなく、職員の士気にも影響することから、理事長の常勤化を早期に実現すること。最高経営責任者である理事長が非常勤であれば、経営責任が明確にならず、結果として効率的な経営が行われぬおそれがある。

イ 業務推進組織の合理化、効果的・効率的な事業実施及び県派遣職員数の適正化

あまりにも事業の範囲が広く組織も多層化しており、人的資源が分散して効率的な事業ができない恐れがあるので、引き続き業務推進組織の合理化に取り組むとともに、県民ニーズ・費用対効果の観点から既存事業の改廃も含めた見直し及び財源確保の方法を県とも協議・検討し、引き続き経費の削減に努めるなど効果的・効率的な事業実施についての取組を強化すること。

また、現在行われているプロジェクトマネージャー等による中小企業者等の相談業務については、来訪を待つだけでなく訪問活動による創業者等のフォローアップを積極的に行うなど、事業をさらに効果的に行うこと。

さらに、県派遣職員数についても他公社等と比較して依然として高水準にあり、事業規模・事業難度を勘案しながらプロパー職員の指導・育成に努め、県派遣職員数の順次引揚げ及び適正化を図ること。

ウ 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上

設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金の引当額は、これまでの債権の延滞状況から見て明らかに引当不足であるので、個々の債権の回収可能性を判断することにより、実態に応じた適切な額を引き当てること。また、設備・機械類貸与事業に係る未収債権は依然として増加傾向にあるので、貸与審査の精度を高めるとともに債権管理の適正化に向けた取組をより一層強化し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努めること。

エ 財源確保のための新規事業の検討

設備・機械類貸与事業については、昨今の景気の低迷等の影響で貸与制度を利用する企業が年々減少している。例えば、他県で実施している ISO 認証取得資金貸付けなど中小企業者等のニーズに合致した新たな収益事業について検討すること。

オ 中・長期経営計画の早期見直し

現在の中長期経営計画は平成 13 年度に策定されたものであり、実施事業、役職員数、収支計画等について実態との乖離が見られるので、中・長期経営計画の見直しを早期に行うこと。

最後に、当法人は、県の企画・立案した施策を実施することにより、本県産業の活性化と活力

のある地域づくりに寄与するという重要な役割を担っていることから、当法人の実施する事業の有効性及び効率性が常に問われるべきであり、そのための評価手法が整備されることを期待したい。

2 - 2 社団法人青い森農林振興公社

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理 事 長	秋谷 進	県所管部課名	農林水産部 構造政策課
設立年月日	昭和46年4月13日	出 資 金	10,200千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	5,100千円	50.0%
	つがる市	340千円	3.3%
	青森市	260千円	2.5%
	十和田市	260千円	2.5%
	弘前市	240千円	2.4%
	五所川原市	240千円	2.4%
	八戸市	220千円	2.2%
	東北町	200千円	2.0%
	青森県信用農業協同組合連合会	200千円	2.0%
	むつ市	180千円	1.8%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	14名	1名
	監 事	2名	名
	職 員	55名	36名
備 考	県派遣18名		
業 務 内 容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等		
経営状況 (平成16年度)	当期収入 5,788,737千円 当期支出 5,772,600千円 (うち事業費 2,463,852千円) 当期収支差額 16,137千円	(その他参考) 県からの補助金 1,116,450千円 県からの無利子借入金 20,291,721千円 県からの受託料 172,336千円 県の損失補償 16,319,262千円	

(2) 沿革

当法人は、昭和46年4月13日に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社(平成15年3月解散)の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、農地保有合理化事業その他農業の構造改善に資するための公益事業、森林の造成及び整備に関する収益事業等を実施することにより、農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資している。

なお、分収造林事業については、後述するとおり、事業形態や将来の木材需要が不透明であることなどから収益事業としては存続困難であり、経営の方向性としては県行造林へ移行すべきであると考えられるところ、現在、所管課において、「青森県分収造林のあり方検討委員会」を立ち上げ、外部有識者を含めた検討委員会を開催して、分収造林の今後の方向性を検討しており、平成17年度中に検討結果が示されることになっていることから、その検討結果を踏まえ、県行造林への速やかな移行を期待する。

イ 経営状況

当法人の経営状況は、返済原資である将来の事業収入が不確定である分収造林事業に係る借入金を含む多額の借入金（平成16年度末約366億円）をかかえていることや、森林会計における分収林（10,240ヘクタール）の資産評価については、現時点において育成段階であるため市場価値がほとんどなく帳簿価額を大きく下回っていること、また、農村会計における農地保有合理化事業に係る長期保有農地及び滞納小作料等の今後の発生及び解消の状況によっては、大きな損失が発生しかねないことから、当法人は、大きなリスクを抱えた経営を余儀なくされている状況にある。

このような当法人の経営事情を勘案すると、当法人の職員の給与が現在においてもなお県職員と同額とされていることについては、疑問を持たざるを得ない。

「当法人の業務は、国、県の施策と連動し、本来であれば県が実施すべきものを法令、条例等に基づき実施しているのであり、県に代わって業務を実施していることから、給与体系は、県に準じている」との説明が当法人からあったが、民間の企業が公の施設の指定管理者になった場合にその職員の給与を県職員に準じて高くするということが一般的と考えられないように、公社等の職員の給与が県に準拠する積極的な理由はないと当委員会は考える。

したがって、当委員会は、当法人の経営状況に応じた職員の給与の見直しを速やかに行う必要があると考える。

ウ 業務執行状況

(ア) 分収造林事業

分収造林事業は、事業費の全てを借入金と補助金で賄う仕組みとなっており、借入金（県199億円、農林漁業金融公庫136億円）の返済原資である将来の事業収入（立木伐採収入）が不確定であり、特に、当法人設立の昭和40年代と現在とを比較すると、外材の輸入割合が約4割弱から8割へと拡大し、スギの木材価格が約4分の1に低下し、人件費は約5倍になってきており、分収造林事業開始時と現在とでは、事業収支に係わる条件が大幅に変化してきており、標準伐期齢が到来する平成36年の木材価格が不透明であり、精密な長期収支試算を行うことは困難を伴うものの、収益事業としてはもはや存続困難であると考えられ、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からの提言の「分収造林事業については、事業形態や将来の木材需要が不透明であることなどから収益事業としては存続困難であり、経営の方向性としては県行造林へ移行すべきである」、「県行造林への移行に当たってはさまざまな課題が予想されるので、所管課において、外部有識者を含めた検討委員会を開催して具体的な検討に入る」とについて、当委員会としても強く求めるものである。

これについては、現在、県において、「青森県分収造林のあり方検討委員会」を立ち上げ、当法人が実施してきた分収造林事業の意義及び評価等、分収造林事業の今後の方向性、

分収造林事業の県への移管の妥当性、当法人の債権・債務を県が継承することの妥当性、分収割合のあり方、県行造林に移行した場合の経営方針等について検討しており、平成17年度中に検討結果が示されることになっていることから、その検討結果を踏まえ、県行造林への速やかな移行を期待する。また、県行造林への移行に際して、移行時期・債務切替等の具体的スケジュールについて検討し明確化することを望む。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「県行造林に移行するまでは、引き続き経費削減策の徹底・間伐等の収入確保対策を進めること」との提言があった。

これについては、「経費削減については、これまでも相当程度取り組んでおり、1ヘクタール当たりの造林経費は、ピーク時（平成11年度）の31パーセントまで減少しており、今後は、さらにコスト削減を図るため、列状間伐や公社独自の歩掛、より広範囲な団地化施策について検討を進めることとし、間伐等の収入確保対策については、伐採面積33.6ヘクタールを実施し、105万円の収入を確保した」との回答があった。

経費削減の一環として、平成14年度から6年間にわたり実施する予定の分収割合の見直し（公社6：契約者4から7：3への変更）については、平成16年度までで同意率28.3パーセントにとどまっている。引き続き当法人の現状を契約者に対して誠意を持って説明し、理解を得る努力が必要である。特に市町村の分収割合についてさらに引き下げることや、長期的視点に立って公益的価値の高い森林については当法人の分収にかかわる権利を買い取ってもらう等の新たな取組についても検討の余地がある。

この他にも、当法人は分収造林契約期間の延長や農林漁業金融公庫借入金の低利資金への借換え等にも取り組んでおり、引き続きこれらの経費削減策を徹底するとともに、積極的に間伐等の収入確保対策を進めることを期待したい。

分収造林事業は、近年の木材価格の下落状況から、将来において相当の損失が予想されている。平成15年度の長期収支試算は164億円の赤字予想であったが、平成17年度においては、木材価格が更に下落しているため赤字額が更に拡大する見込みであることを考えると、県は、今後も長期収支見込みについて県民に対して定期的に情報公開して欲しい。なお、将来的には、上記損失額を補填する仕組み、財源等の検討が必要となるが、県の所管課においては、国や他の都道府県と連携しながら、分収造林事業の赤字解消・軽減について、より実効性の高い解決策を検討して欲しい。

（イ）農地保有合理化事業

農地保有合理化事業は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を促進するために、規模縮小農家から農地を買入れ又は借入れて、担い手農家に売渡し又は貸付ける事業であるが、事業規模を平成12年度と平成16年度を比較すると、農地買入面積は54パーセントに、借入面積は71パーセントにそれぞれ減少してきている。

これは、農産物価格の低迷や後継者不足等により担い手農家が規模拡大に慎重になっていることなどがあげられるが、このような状況の中で、農地売買事業における長期保有農地（売渡しを予定していた農家の経営の悪化等により売渡しができず、5年以上保有している農地）は、件数35件、面積131ヘクタール、買取価格4億6,200万円となっており、また、農地貸借事業等における小作料等の滞納状況は、滞納者数102名で滞納金額が1億9,122万円と、当法人の経営健全化のためにはこれらの解消が大きな課題となっているものである。

このことについて、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「滞納小作料の回収及び長期保有地の処分タイムスケジュールと数値目標を立てること」、「滞納小作料の回収について、法的措置を今まで実施していない等回収手続が徹底していない点があるので、債権管理を適正化することにより回収率の向上に努めること」、「長期保有農地の実勢価格に基づいた含み損の把握及び売買価格の柔軟な対応による早期処分の検討に取り組むこと」と

の提言・指摘があった。

これについては、当法人から「債権回収を円滑に進めるため、『小作料等滞納整理及び長期保有農地売却推進要領』を制定し、裁判所等からの支払督促及び民事調停の申立てを行うなどして、厳正に滞納小作料等の解消に努めていくこととしている」、「平成17年度から専門の債権管理・回収の体制を整備し、債権管理回収員が債務者等と面談し、未納小作料及び長期保有農地の解消可能性ごとに区分し、解消に当たっている」との回答があり、債権回収専門員2名が4月から配置され、8月までに滞納者等129名中111名と面談等を行い約30百万円の滞納等の解消が図られるなど、一部効果が現れていることから、当委員会としては、今後更に滞納小作料の回収及び長期保有地の処分が計画的に進んでいくことを期待したい。

また、長期保有農地については、当法人から、「長期保有農地の買取価格と時価見積額との推定差損額は、約1億3,200万円となっているが、長期保有農地は、当初の買取予定者に対して当法人の買取価格で売却され、当初の買取予定者が買取できない場合は、第三者に売却した上で、その差損額を当初の買取予定者に請求することとしている。また、概ね30パーセント以上下落し、かつ、簿価での売却が困難な農地については、簿価と時価評価額との差額を合理化事業用地損失引当金として2,935万円計上している。今後、売渡価格の柔軟な対応により早期の売却を進めることとしている。」との回答があった。

農地の価格は、下落傾向にあり、今後も上昇することはあまり期待できないことから、損失が確定することを恐れて処分を先延ばしにしていると、損失が徐々に拡大していく恐れがある。したがって、当委員会としては、当初の買取予定者と買取価格にこだわらずに、売渡価格の柔軟な対応により、できるだけ早期に処分することを望む。

また、長期保有農地の原因となっている農地売買事業の内の「一時貸付事業」については、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から、「農地を買い取って一定期間本法人が保有する一時貸付事業については、経営上のリスクが大きいことから、この事業方式の長期的な廃止を含めた検討をすること」との指摘があった。

これについては、「一時貸付事業は、担い手農家からの要望が強く、また、農地保有合理化事業の基幹を構成する事業であるため、直ちに廃止することは困難であり、現在設定している20ヘクタールの枠を毎年2ヘクタールずつ削減し、将来的には、現在実施している長期保有農地の発生防止対策やリスク軽減対策の効果を踏まえ、事業の廃止も含めて方向性の検討を進めることとしている」との回答があった。

一時貸付事業に係る農地の取得財源は、金融機関からの借入金であるが、当該借入金については、県が損失補償をしているので、長期保有農地が発生しないよう、事前チェックの強化を図るほか、県農業改良普及組織、農業協同組合等と連携を図り、経営指導の徹底に努め、県財政の負担にならないように十分に留意して欲しい。

(ウ) 事業の広報活動

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「事業の広報活動（情報公開も含む）に関してもさらに強化してほしい。」との提言があった。

これについては、当法人から「ホームページの内容の一層の充実を図るほか、定期的にパンフレットの作成、情報公開などの広報活動に積極的に対応する」との回答があったので、今後の取組について期待したい。

(エ) 内部監査の制度確立

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「内部監査の制度確立と実施・強化に早急に対応すること」との提言があった。

これについては、「早急に体制を確立する」との回答があったので、速やかに取り組んでいただきたい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたって農地保有合理化事業その他農業の構造改善に資するための事業等を実施することにより、農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行
分収造林事業については、事業形態や将来の木材需要が不透明であることなどから収益事業としては存続困難であり、「青森県分収林のあり方検討委員会」における県行造林への移行に当たっての課題についての検討結果を踏まえ、県行造林へ速やかに移行すること。

また、県行造林に移行するまでは、引き続き経費削減策の徹底・間伐等の収入確保対策を進めること。

イ 農地保有合理化事業の一時貸付事業における事前チェックと経営指導の徹底等

一時貸付事業を当面は継続実施するとしても、滞納小作料及び長期保有農地が発生することのないよう、事前チェックの強化を図るほか、県農業改良普及組織、農業協同組合等と連携を図り、経営指導の徹底に努めること。

また、滞納小作料等の回収の徹底について努めるとともに、一時貸付事業により発生した長期保有農地については、当初の買取予定者と買取価格にこだわらずに、売渡価格の柔軟な対応により、できるだけ早期に処分すること。

ウ 経営状況に応じた給与の見直し

当法人の職員の給与は、県に準拠しているが、県に準拠する積極的な理由はなく、分収造林事業に係る返済の見込みの立たない多額の借入金や農地保有合理化事業に係る大きなリスクを抱えた経営事情を勘案すれば、むしろ当法人の職員の給与が県職員と同額とされていることは疑問であるので、給与の見直しを検討すること。

最後に、当法人の実施している分収造林事業及び農地保有合理化事業については、過大なリスクを抱えているものであり、将来において県民に多大な負担を強いることがないよう、危機感を持って経営に望むことを期待したい。

2 - 3 社団法人青森県栽培漁業振興協会

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理 事 長	西崎 義三	県所管部課名	農林水産部 水産振興課	
設立年月日	昭和62年4月1日	基本財産	804,428千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		273,000千円	33.9%
	沿岸市町村(22)		270,000千円	33.6%
	漁業協同組合等(58)		261,428千円	32.5%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	20名	1名	
	監 事	3名	名	
	職 員	7名	6名	
業 務 内 容	水産動植物の種苗(種卵を含む。)の生産、育成、放流及び配布、水産動植物の種苗量産技術の改善、水産動植物の放流による効果調査、栽培漁業に関する普及啓発等			
経営状況 (平成16年度)	当期収入	177,957千円	(その他参考) 県からの補助金 61,175千円 県の土地・施設等使用料に係る減免試算額 63,725千円 県からの受託料 3,300千円	
	当期支出	175,754千円		
	(うち事業費	92,295千円)		
	当期収支差額	2,203千円		

(2) 沿革

漁業を取り巻く内外の厳しい諸情勢のもとにあつて、本県漁業の21世紀に向けた飛躍的な発展を図るためには、本県沿岸・沖合海域を最大限に利用した「つくり育てる漁業」を積極的に推進することが最も重要な課題であった。

そこで、沿岸漁業の中で主要な魚種であるヒラメについて、県、市町村、漁業団体、漁業協同組合及び漁業者が一体となって栽培漁業化を進めるため、昭和62年4月に当法人が設立された。

当法人は、全国初の試みとして、県、市町村及び水産業界が3分の1ずつ出資するとともに、漁獲金額の3パーセントを漁業者が拠出し、運営費に充てるという協力体制で発足し、栽培漁業の全国的モデルとなった。

平成13年11月からは、財団法人青森県栽培漁業公社のアワビ栽培事業を引き継ぎ、アワビの種苗生産及び配布を併せて行っている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、県内で唯一、放流効果実証事業(水産動物の種苗の放流等を行うことにより当該放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともに、その成果を漁業協同組合等に対し普及する事業)を実施する者として沿岸漁場整備開発法の規定による知事の指定を受けている団体である。放流効果実証事業は、「県が試験的な段階のものとし

て実施する放流等」と「漁業協同組合等が本格的な経済事業として実施する放流等」との中間的なものとして位置付けられている。

現在、ヒラメが放流効果実証事業の対象となっており、ヒラメの種苗を生産・放流し、その経済効果の実証を行っている。現段階では、体色異常魚の出現要因の解明と防止技術の確立、疾病防除技術の確立、種苗の生産及び中間育成の省力化及びコストの低減、放流後の資源管理体制の確立、放流効果の定量的把握、といった課題が残されており、栽培漁業の本格的な事業化まで至っていない。

また、平成13年11月からは、財団法人青森県栽培漁業公社の事業を引き継ぎ、アワビの種苗を生産し、県内の市町村及び漁業協同組合に有償で譲渡している。

イ 経営状況

当法人は、平成16年度に県から61,175千円の補助金を受けており、今後の収支計画によると、平成17年度45,541千円、平成18年度38,080千円の補助金が必要となる。

当法人については、青森県行政改革大綱において「経営の自立・独立化」が謳われているが、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「補助金の額は依然高水準であり、独立採算による運営方法がなかなか見いだせない状況にある」との評価を受けているように、金利の低迷による運用利息収入の減少とヒラメ漁獲金額の低迷による漁業者負担金の減少という2つの要因により、自立経営が困難な状況にある。

当法人は、経営の自立・独立化を図るために、経費の削減及び収益の向上についてさまざまな経営努力を行っている。まず、経費の削減については、委託契約の見直し、見積入札業者の新規参入、保険料の見直し、光熱費の削減、薬品費の単価入札等、毎年経費の削減・節減を行い、平成16年度時点で平成8年度（青森県公社等経営対策委員会から提言がなされた年度）と比べ約30パーセントの事業費を削減したほか、平成17年4月からは、給料月額10パーセント減額及び寒冷地手当の廃止を行っている。また、収益の向上については、ヒラメの負担金の引上げ（4%～5%）、新規魚種の導入、アワビの販売単価引上げ（2.205円/mm→2.4円/mm：平成18年度実施）を行っている。

今後も経費の削減及び収益の向上に向けた一層の努力を期待するが、金利とヒラメ漁獲金額の低迷がこのまま続くようでは、当法人の経営努力のみによって経営の自立・独立化を図ることは困難である。

当法人及び所管課は、栽培漁業の意義、当法人の役割、経営状況、経費節減及び収益向上に関するこれまでの取組といった事項をホームページ等により積極的に県民に情報提供し、当分の間、県からの補助金（＝県民の負担）が必要となっていることについて、県民に理解を求めていくべきであろう。

所管課では、「ヒラメについて平成9年度及び平成10年度の漁獲金額を安定的に維持することができれば、約23百万円の補助金の削減が可能」との展望の下に、ヒラメの漁獲量の増加とともに、単価の高い大型ヒラメの漁獲割合を増やす必要があるとしている。そして、そのために、県では資源管理のさらなる推進を図ることとし、平成17年3月に太平洋地区（県内ではヒラメ漁獲量の最も多い地区）のヒラメ資源回復計画の作成に着手することを決定しており、諸調査及び漁業者との協議を行い、平成18年度末に当該計画を策定することとしていることから、その取組と効果の早期実現に期待したい。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「本法人は、収益性を改善するため、国・県の研究機関で技術開発された他魚種の生産試験に取り組んでいると報告しているが、新たな補助金・債務の加算を招くことの無いよう慎重に対処することを、当委員会は強く求めるものである。」とのコメントを受けている。

この点については、現在、ナマコ、キツネメバル及びアユについて、ヒラメ及びアワビの種苗生産に支障のない範囲で現行の施設を利用して生産試験が行われていることから、新たな補助金及び債務の加算を招くことはないとの回答があった。

さらに、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは「昨年度（平成15年度）の当委員会の報告書の中で、最長でも平成17年度末までに民営化移行時期に関することを本法人並びに所管課に明確にするように求めていたところであり、これを遵守すべきである」との提言を受けているが、これについては、「青森県行政改革大綱において『経営の自立・独立化』が明記されたことから、『民営化』については、話がなくなったものと認識している」との回答があった。

当委員会では、当法人に対し、青森県行政改革実施計画に記載された「経営の自立・独立化」の平成19年度実施の確実な達成に向けて、努力していくことを求めることとしたい。

ウ 業務執行状況

平成16年度のヒラメの種苗生産放流事業については、餌料生産コストの低減を図るため餌料培養方法を変更したところ、魚病が発生し、大量へい死が発生したことから、目標生産数量（200万尾以上）を大幅に下回る56.4万尾の放流にとどまった。

アワビの種苗生産・配布については、県内20機関に対し、平成15年度産貝100.4万個を目標どおり配布するとともに、平成17年3月末で種苗123万個を飼育している。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「本法人からのマネジメント評価に対して、当委員会は疑問を払拭できない。その理由として、本法人の経営を圧迫している人件費の適正化のための給与体系の見直しに、本法人は否定的であるからである。」とのコメントがあった。

これについては、当法人から、「平成17年4月1日から、給料月額10パーセント減額を実施するとともに、寒冷地手当を廃止した。」との回答があった。

当法人の経営状況及び県内における民間企業の給与水準から判断すると、減額後の給与は、まだ若干高いという印象を受けるが、他の公社等に先駆けて10パーセントの給与カット及び寒冷地手当の廃止を行った点は、高く評価したい。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと」との提言があった。

これについては、経営評価シートの「内部監査の実施状況」において、常勤役員による月例経理チェックを毎月1回実施している旨の記載があるが、内部監査規程は定められていない。

当法人の内部監査規程を定め、当該規程に基づいて内部監査を実施する仕組みを作っておく必要がある。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が栽培漁業の振興に必要な事業を行い、水産動植物の資源の増大と本県沿岸漁業の安定的発展に寄与するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 経営の自立・独立化

青森県行政改革実施計画に記載されているとおり平成19年度の経営の自立・独立化を目指して、経費削減、さらなる人件費の見直し、収益の増加策等のあらゆる努力を行うこと。

イ 漁業者及び関係団体への協力要請

当法人の実施している事業は、基本的には受益者負担が原則であり、ヒラメ負担金の増額、アワビの単価値上げ、漁業関係団体からの支援等において漁業者及び関係団体の協力・理解は不可欠であると考えます。当法人は、引き続き漁業者及び関係団体からの協力・理解を求める努力をすること。

最後に、当法人が行うヒラメ栽培事業及びアワビ栽培事業は、現在のところ独立採算が成り立つものとなっていないが、これまでの経営努力により確実に補助金への依存割合は低下してきていることから、今後より一層経費の節減が図られ、経済事業として成り立つような研究成果を期待する。

2 - 4 財団法人青森県フェリー埠頭公社

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理 事 長	倉内 一長	県所管部課名	県土整備部 港湾空港課	
設立年月日	昭和47年12月7日	基本財産	20,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		20,000千円	100.0%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	7名	2名	
	監 事	1名	名	
	職 員	12名	10名	
業 務 内 容	フェリー埠頭の建設、改良、維持及び修繕、事務所、店舗、福利厚生施設その他の建設及び管理等			
経営状況 (平成16年度)	当期収入	931,679千円	(その他参考) 県からの無利子借入金 997,800千円	
	当期支出	798,715千円		
	当期収支差額	132,964千円		

(2) 沿革

昭和40年代において、フェリーの需要は急増の傾向にあり、また、船舶航行の安全対策、背後地の交通混雑緩和、騒音防止、港全体の効率的な利用という面からもフェリー専用埠頭を緊急に整備する必要があった。

フェリー埠頭は、その運用形態はもとより、安全性やサービス面において特殊性を有し、埠頭の運営に当たっては、企業的手法が必要とされるため、昭和47年12月に、青森県が2千万円を出捐し、当法人が設立された。

昭和49年に青森港フェリー埠頭が、昭和57年八戸港フェリー埠頭が、それぞれ供用開始された。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、青森港及び八戸港におけるフェリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理を総合的かつ効率的に行うことにより、青森港及び八戸港の機能の強化を図り、もって住民の福祉の増進と地域経済の発展に寄与している。

イ 経営状況

平成16年度は、船会社からの要請を受けて青森港及び八戸港における棧橋等使用料を13パーセント軽減したため、収入は減少したものの、約1億3,300万円の純利益が生じており、経営状況は良好である。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「各船会社からの棧橋等賃貸料引き下げ要請や主要取引先の東日本フェリー(株)の会社更生法適用、第4バース耐震化に伴う県への移管と運営方法の変更など、経営上のマイナス要因がある一方、青函航路と八戸航路は船会社とし

ては利益を上げているというプラス要因もある。今後、これらのマイナス要因とプラス要因を精査して長期視点の経営のシナリオを立てる必要がある。」との提言があった。

これについては、当法人から「提言のほかに船会社の設備投資等の動向を見ながら、平成18年度の予算編成に反映できるような形で見直しを行いたい。」との回答があった。

当法人は、平成15年度に中長期経営計画の見直しを行ったところであるが、棧橋等賃貸料の減額の増(5% 13%)、職員の年代構成のアンバランスを解消するための人事・採用計画及び具体的な修繕計画を踏まえた中長期経営計画の見直しを早期に行う必要があるので、適切に取り組んで欲しい。

船会社は、年々航送輸送量が減少するとともに、石油価格の高騰等により、厳しい経営を強いられており、東日本フェリー株式会社が会社更生法の適用を受けたように、今後、同様の事例が発生しないとは限らない。

したがって、船会社の経営状況を把握するように努め、不良債権の再発防止に努めるとともに、棧橋等賃貸料等の営業未収金については、船会社の経営状況に応じ、貸倒引当金を計上することが必要と思われる。

ウ 業務執行状況

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「マネジメント評価の個々の項目について見ると、適正な人事評価制度がないこと、職員に対する自己啓発支援、研修等の教育システムなどの点で評価が低いので、今後の改善点であると考え。」との提言があった。

これについては、当法人から「独自の人事評価制度(職員全員に年間の具体的実施目標を作成提出させ、実績をトレースする。)を導入することにより、職員の意識改革を図った。」との回答があったので、評価したい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「プロパー職員10名中、50歳代が7人でありアンバランスであるので、若い人を補充すべきであると自ら判断する一方で、定年退職者を再雇用している点は矛盾するので、将来を見据えた採用計画の策定及び人員削減等の経営合理化を推進してほしい。」との提言があった。

これについては、当法人から「採用計画については、中長期経営計画の見直しの中で再検討する。」との回答があった。また、現在の中長期経営計画では、定年退職者を再任用する計画となっているが、再任用は基本的に行わない方向で見直しており、退職者の補充については、年齢構成を考慮した上で行うこととしていることから、将来を見据えた適切な採用計画を策定して欲しい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「東日本フェリー(株)の更生債権を償却するために、平成15年度に引き続き、平成16年度においても残りの50%の貸倒引当金を計上することとしていること、及び平成16年度から棧橋等賃貸料を13%軽減したことにより、一層の経費節減が必要となる。」との提言があった。

これについては、当法人から、競争入札の活用により清掃作業、建物管理業務等の経費について約10パーセント(約400万円)の節減が図られたこと、管理職手当、サイクル3短、ワタリ、勤勉手当の見直しを行うことについて説明を受けた。

当法人が黒字経営に甘んじることなく、積極的に経費の節減に努めている点は、評価できる。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「港別の収支計算は行っているが、バース別の収支管理は行っていない。バース別の収支管理を行うことは、第4バースの移管に伴う経営上の判断を行う上でも有用であると考えられる。」との提言があった。

これについては、当法人から「当法人と船会社は、4バースを一体で運用しており、棧橋使用料は、利用バースにかかわらず、利用船の総トン数により料金を徴収する旨の契約をしている。実際、当法人は、全バースの利用状況に応じて各バースを運用し、船会社は、当法人の指示により各バースを利用しているところであり、また、駐車場、ターミナルビルなど、バースごとに区分できない経費もある。したがって、バースごとに収支管理をしても、経営判断に当たってあまり参考にならないと考える。」との回答があったことから、了解することとした。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたって青森港及び八戸港におけるフェリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理を総合的かつ効率的に行うことにより、青森港及び八戸港の機能の強化を図り、もって住民の福祉の増進と地域経済の発展に寄与するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 中・長期経営計画の早期見直し

棧橋等賃貸料の13パーセント減額、職員の年代構成のアンバランスを解消するための人事・採用計画及び具体的な修繕計画を踏まえた中・長期経営計画の見直しを早期に行うこと。

イ 貸倒引当金の計上

船会社の経営状況を把握するように努めるとともに、棧橋等賃貸料等の営業未収金については、船会社の経営状況に応じ、貸倒引当金を計上すること。

ウ 継続的な経営努力

利用者である船会社の経営状況が非常に厳しいものである以上、船会社の利用促進PRの実施や棧橋等賃貸料の減額要求に備えての経費節減等は依然として重要であり、引き続き経営合理化を推進すること。

最後に、当法人は、公社等の中でも経営状況がよく、安定的な利益を確保している法人であることから、フェリーを利用する県民に対するサービスの向上に努めるなど、利益を何らかの方法で県民に還元していくことを望みたい。

2 - 5 財団法人青い森みらい創造財団

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理 事 長	福永 憲二	県所管部課名	文化観光部 国際課 教育庁 生涯学習課 教育庁 スポーツ健康課
設立年月日	平成3年4月1日	基本財産	15,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額
	青森県		15,000千円
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	21名	3名
	監 事	2名	名
	職 員	84名	43名
備 考	県派遣1名		
業 務 内 容	県営体育施設(新青森県総合運動公園、青森県総合運動公園、県営スケート場及び青森県武道館)及び県立三沢航空科学館の管理運営事業並びに国際交流事業		
経営状況 (平成16年度)	当期収入	1,598,442千円	(その他参考)
	当期支出	1,596,606千円	県からの補助金 454,154千円
	(うち事業費	1,464,670千円)	県からの受託料 1,005,773千円
	当期収支差額	1,836千円	

(2) 沿革

当法人は、県営体育施設(県総合運動公園、県営体育館及び県営スケート場)の管理運営を一元化し、効率的活用を図るとともに、スポーツ振興のための各種事業を幅広く効果的に推進することを目的に平成3年4月に「財団法人青森県スポーツ振興事業団」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青森県国際交流協会と統合し、文化的交流やスポーツ振興を通して豊かな県民生活の向上に寄与することを目的とすることとなり、名称を「財団法人青い森みらい創造財団」に変更した。

また、平成15年4月からは新県総合運動公園の、平成15年6月からは県立三沢航空科学館の管理運営を併せて行ってきた。

平成18年4月からは、当法人が管理運営を行ってきた県有施設について当法人以外の事業者を指定管理者とし、スポーツ振興事業についても分離させることに伴い、当法人は、国際交流事業のみを行うことになる。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

明るく活力ある地域社会につながる県民総スポーツの実現と県民の国際友好親善・国際理解の促進を図る国際交流・国際協力活動の推進に向け、また、本県にかかわりのある航空機や航空の歴史などを通して21世紀を担う青少年の科学する心を育むため、スポーツ振興、国際交流及び航空・科学に関する事業並びに県有施設の効率的な管理運営を行い、県民一人ひとりの未来にわたる豊かな文化的生活の向上に寄与している。

平成18年4月から当法人が管理運営を行ってきた県有施設について指定管理者制度が導入されること等に伴い、当法人には国際交流事業のみが残ることから、青森県行政改革大綱においては、「県有体育施設及び県立三沢航空科学館への指定管理者制度の導入を踏まえ、その役割と業務運営体制の見直し（廃止を含む。）を行います。」と記載されている。

これについて、所管課からは「当法人は、総務省の認定に係る地域国際化協会としての役割を有していることから、廃止することはできない。今後は、国際交流に係るボランティア団体等をつなぐ「ネットワークの核」としての役割を担っていきたい。」との説明があった。

当委員会においても、地域国際化協会としての役割、「ネットワークの核」としての役割は認めるが、問題は、国際交流事業を実施するための業務運営体制にある。

所管課からは、組織体制については、事務局は事業の実施に必要な最小限の人員とし、県派遣職員は順次引き揚げる、事業内容については、国際理解教育セミナーなど5事業を廃止し、多文化共生ネットワーク事業を新設するほか、新たにJICAから青年招へい事業を受託する、経営の自立・独立化については、当面、当期収支の均衡を目指し、資産運用の見直しによる利息収入の増収及び取組強化による賛助会費収入の増収を図るとともに、民間団体・ボランティア活用などによる事業費の圧縮及び効率化・合理化による管理運営費の節減を図る、といった説明があった。

また、当委員会が検討を求めた「他の団体との統合」については、事業の再編成・リストラを伴うような統合の相手先が現時点では見当たらないとして、否定的な意見であった。

確かに、事業の再編成・リストラを伴う統合ができれば最も望ましいことは認めるが、当委員会は、国際交流事業の事業費約33百万円の法人が恒常的に県からの補助金等の援助を受けることなく、運営が適正になされるかどうかを危惧しているのである。

当委員会としては、当法人の地域国際化協会としての役割、「ネットワークの核」としての役割は認めつつも、業務運営体制については、他の団体と統合することが適当であると判断する。

イ 経営状況

平成16年度の当期収支及び当期正味財産増減額は、共に黒字となっており、決算書類上は経営状況に問題はないように見えるが、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは「（経営評価シートにおいて、）財務評価については、『A』評価になっているが、収支は県との委託契約等により均衡する仕組みであり一概に経営状態・経営効率等を良好であると判断することはできない。本法人は、県からの補助金及び管理受託収入が大半を占めており、平成18年度から指定管理者制度が導入されて民間との競争にさらされることになれば、現時点で『A』評価ではあるものの、指定されるためにはこの評価に甘えることなく、引き続き経営努力が必要であろう。」との指摘があった。

これについて、当法人からは「今年度は、大幅な人員削減を伴う組織の簡素・軽減化、青森市内のスポーツ施設の一元管理、航空科学館ミュージアムショップ運営の民間委託などを実施し、効率的な経営に努めている。」との回答があったので、評価したい。

また、指定管理者制度の導入については、「これまで同様に管理受託施設の管理運営及びスポーツ振興関係事業等を実施していくと同時に、これらの県民サービスを、今後県において決定される指定管理者などに円滑に承継していくため、これらの諸事務に努力を傾注している」との回答があったので、平成18年4月からこれまで当法人が管理運営を行っていた県有施設が円滑に指定管理者制度に移行できるよう、当法人に対しては、適切な業務がなされることを期待したい。

ウ 業務執行状況

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「国際交流事業において、民間で実施できるものは民間に移すように一層努力してほしい。」との提言があった。

平成18年度からの事業内容については、所管課から「国際理解教育セミナーなど5事業を廃止する」との説明があった。今後も、事業の見直しを行った上で、民間で実施できるものは民間に移すように努力して欲しい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと」との提言があった。

これについては、当法人から「昨年度中に内部監査制度を整備し、本年4月に施行しており、今年度から内部検査を実施することとしている。」との回答があったので、適切に実施して欲しい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が地域国際化協会としての役割、ボランティア団体等をつなぐ「ネットワークの核」としての役割を適切に果たすことができるよう、次のとおり提言する。

ア 他の団体との統合

平成18年度以降、当法人の役割は、国際交流事業だけとなるが、当法人の国際交流事業の事業規模からすると、県から人的・財政的支援を受けることなく、自立的な業務運営を行うことが可能かどうか危惧されることから、他の団体との統合を検討すること。

イ 国際交流事業の抜本の見直し

他の団体との統合の前提として抜本的な国際交流事業の見直しが必要であるとする。民間団体でも実施可能な事業はないか、県民ニーズに整合しているか、及び費用対効果等の観点より、この機会を好機と捉えてさらに実施事業の精査を行うこと。

最後に、平成18年4月からこれまで当法人が管理運営を行っていた県有施設が円滑に指定管理者に引き継がれ、県民サービスに支障がでないよう、最後まで適切な業務がなされることを望む。

2 - 6 財団法人青森学術文化振興財団

(1) 法人の概要

(平成17年7月1日現在)

理 事 長	林 光男	県所管部課名	総務部 総務学事課	
設立年月日	平成4年7月1日	基本財産	2,010,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		1,000,000千円	49.75%
	青森市		1,000,000千円	49.75%
	犬飼 守		10,000千円	0.5%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	6名	1名	
	監 事	1名	名	
	職 員	11名	10名	
業 務 内 容	地域の発展を図るための経済・社会・文化の領域における学術研究、地域における学術・文化の振興に係る事業に対する助成、青森公立大学の国際交流を中心とした教育活動に対する助成等			
経営状況 (平成16年度)	当期収入	20,537千円	(その他参考)	
	当期支出	20,342千円		
	(うち事業費	16,365千円)		
	当期収支差額	195千円		

(2) 沿革

青森公立大学の教育研究活動が設置主体の財政状況により妨げられることを回避するために、青森公立大学への財政的支援を安定的に行うことができる財団法人が必要とされたことから、平成4年に青森市からの出捐金10億円により当法人が設立された。

その後、平成5年に青森県からの10億円の寄附を受け、民間からの寄附も加え、現在20億1千万円の基本財産で運営されている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、沿革にあるとおり青森公立大学への財政的支援を安定的に行うことができる財団法人の必要性を受けて設立されたことから、これまで青森公立大学への財政的支援を中心とした業務を行ってきた。

しかし、当法人の寄附行為では、設立当初から「地域における教育・研究活動等の振興を図り、もって県内の学術・文化の発展に寄与することを目的とする」と謳われており、必ずしも青森公立大学への財政的支援のみを目的としたものとなっていないことから、青森公立大学への財政的支援にかたよることなく、県内の学術・文化の発展に寄与するより広い役割を担うことを期待したい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「本法人の従来のは活動は青森公立大学を主体とする固定的な活動が大部分を占めており、必ずしも直接的に寄附行為に掲げられている『地域の発展に寄与する事業』とは限らない活動(例えば、紀要等刊行事業に対する助成等)も含

まれていると認識している。従って、当委員会は、以下の原則により運営することを提案する。

- 1．青森公立大学を中核とする地域貢献の学術活動に極力限定する。
- 2．その場合他大学からの参加に関してもオープンにする。
- 3．また事業の選択は本法人が主体的に決定し、効果の評価と情報公開を行う仕組みを定着させる。」

との提言があった。

同様の提言が平成15年度にもあったにもかかわらず、平成16年度においては、地域に貢献する支援はほとんど実施されなかった。結果として平成16年度事業費16,365千円のうち16,039千円が青森公立大学への助成であった。

今後については、当法人から「これまで財団として助成金交付の公募を積極的にPRしていなかったことから、平成17年度より青森県及び青森市の広報媒体並びに本財団のホームページを活用し、限られた予算枠ではあるものの一般公募についての周知を図り、本財団の目的をより明確にし、より開かれた透明性の高い財団運営に資することとした。」との回答があり、助成事業（青森公立大学の国際交流に対する助成事業を除く。）を公募しており、事業の評価と情報公開における仕組みを確立することとしているので、今後の取組について期待したい。

イ 経営状況

当法人は、基本財産と運用財産の運用益により運営されているが、低金利の影響を受けて十分な事業費を確保できない状況にある。

当期正味財産増減額は、3年連続マイナスとなっており、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「昨今の低金利の影響により基本財産を安定的に運用することは厳しい状況にあり、運用益範囲内で活動するという原則からすると事業の縮小や見直しをより厳正に行う必要がある」との提言があった。

これについては、当法人から「寄附行為の目的・事業に基づき事業を整理する。」との回答があったので、今後の取組に期待したい。

ウ 業務執行状況

当法人の職員は10名となっているが、事務局長をはじめとする主要な職員は、すべて青森公立大学事務局総務課管理チームの職員が兼務している状況にある。

しかも、当法人の運営の主要な部分は、すべて青森公立大学の職員によって運営されており、助成する側（当法人）と助成を受ける側（青森公立大学）が実質的に同一であり、適当でないことから、他の団体との統合を含めた組織体制の見直しが急務である。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「今後は単年度においても独立採算制を保つように留意し、基本財産の安全かつ効率的な運用方法を検討して欲しい」との提言があった。

これについては、平成17年7月1日に資産運用委員会を設置し、資産運用管理規程及び資産運用方針を制定している。

なお、資産運用管理規程においては、次の事項を明記することについて検討して欲しい。

- 1 理事長、理事会及び常務理事（資産管理責任者）の運用責任と権限
- 2 運用計画・運用実績等の報告に係る運用手続
- 3 仕組債の運用割合の制限
- 4 格付けが低下した場合の対応

また、平成17年度からは、基本財産の20パーセント（4億円）を円建外債（仕組債）で運用している。基本財産の仕組債運用については、慎重な検討を重ねて欲しい。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早

急に対応していくこと」との提言があった。

これについては、経営評価シートの「内部監査の実施状況」において年1回実施することとされているので、適切に実施して欲しい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたって地域における教育・研究活動等の振興を図り、県内の学術・文化の発展に寄与するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 組織体制の見直し

当法人の運営の主要な部分は、すべて青森公立大学の職員によって運営されており、助成する側（当法人）と助成を受ける側（青森公立大学）が実質的に同一であり、適当でないことから、他の団体との統合を含めた組織体制の見直しを行うこと。

イ 地域に貢献する支援への対応

一般公募の事業枠を拡大することや広く県民に周知させるための仕組みをさらに充実させて、地域に貢献する助成事業を効果的に実施すること。

ウ 資産運用のリスク管理

基本財産について円建外債（仕組債）での運用を導入しているが、そのリスク管理については、慎重に対処すること。

最後に、当法人は、以上の提言を真摯に受け止め、青森公立大学への支援に偏ることのない公平かつ公正な運営を行い、県内の学術・文化の発展に係る県民の付託に応えて欲しい。

2 - 7 下北汽船株式会社

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

代表取締役	濱崎 正明	県所管部課名	企画政策部 新幹線・交通政策課
設立年月日	昭和42年11月2日	出 資 金	270,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	弘南バス株式会社	90,950千円	33.7%
	青森県	73,550千円	27.2%
	外ヶ浜町	28,400千円	10.5%
	むつ市	22,000千円	8.1%
	東日本フェリー株式会社	6,000千円	2.2%
	河野 幸一	5,000千円	1.9%
	川口 彰五郎	4,650千円	1.7%
	菊池 武正	4,500千円	1.7%
	青森市	4,100千円	1.5%
	十和田湖観光汽船株式会社	3,000千円	1.1%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤
	取締役	10名	1名
	監査役	1名	名
	社 員	20名	18名
業 務 内 容	青森・佐井間の航路(高速船「ほくと」)運航 蟹田・脇野沢間の航路(フェリー「かもしか」)運航		
経営状況 (平成16年度)	売上高	113,994千円	(その他参考) 県等からの補助金 155,046千円
	営業利益	170,287千円	
	経常利益	19,271千円	
	当期純利益	19,271千円	

(2) 沿革

ア 青森・佐井航路(離島航路)の開設

青森商船株式会社の休航中の青森～大湊航路(青森～脇野沢～川内～大湊)と青森～大間航路(青森～九艘泊～牛滝～福浦～佐井～大間)について関係市町村及び住民からの再三に亘る航路再開の要望があったことから、関係町村と地域住民から出資を募り、昭和42年11月に下北観光汽船株式会社が設立され、青森商船株式会社から休航中の航路・船舶、付帯設備等を譲り受け、航路を再開した。その後、所有木造船舶の老朽化、バス路線の開設等により青森～大湊航路を廃止し、現在の青森～脇野沢～佐井航路(離島航路)を開設し、運航を開始した。

イ 蟹田・脇野沢航路（フェリー航路）の開設

当初、青森県が津軽・下北の両半島を結ぶ海上交通機関として航路開設を検討したが、経営困難との判断から立ち消えとなった計画を蟹田町が発起人となり、津軽・下北半島の21市町村に航路の必要性を呼びかけ、「蟹田～脇野沢カーフェリー航路開設期成同盟会」を発会のうえ民間に航路開設を依頼し、青森県・関係21市町村及び民間から広く出資を募り、昭和54年4月にむつ湾フェリー株式会社が設立され、蟹田・脇野沢航路を開設し、運航を開始した。

ウ 両社の統合

昭和61年10月に、むつ湾内に航路を持つ下北汽船株式会社とむつ湾フェリー株式会社の一社体制化を促進するため、青森県が「下北半島生活航路一社体制準備委員会」を設置し、両社の合併について検討した結果、昭和62年10月1日をもって合併が成立し、現在の下北汽船株式会社となった。

（3）課題と点検評価

ア 役割

青森・佐井航路（離島航路）については、交通の不便な下北半島西海岸地区の海上交通機関として地域住民の交通の利便性を図り、生活の安定と向上に資するということが本来の役割であったが、現在の利用者は、地域住民よりも観光客の方が増えており、観光振興の推進という役割が大きくなっている。

蟹田・脇野沢航路（フェリー航路）については、津軽・下北両半島を結ぶ海上交通機関として、地域の住民の経済交流及び観光客の利便性の確保による観光振興の推進に資している。

イ 経営状況

当法人が運航する離島航路及びフェリー航路は、国、県及び関係市町村の補助金がなければ経営が成り立たない状況となっており、平成16年度において、離島航路については88,766千円の、フェリー航路については48,281千円の補助を受けているが、特に離島航路については、経営の改善が困難であり、このままでは当法人の存続自体を危うくしかねないということで、平成16年9月の取締役会において「平成17年9月に離島航路を廃止する」ことが決議された。しかし、その後、経営陣が交代し、新体制の下に経営の見直しや改善を行い、離島航路の存続可能性についても検討したところ、県の支援を受けずに離島航路を存続させることとし、離島航路の運航を目的に設立される新会社に離島航路部門を営業譲渡することとなった。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「本法人は離島航路廃止により財務再建の入り口に立ったところであり、今後はフェリー航路の収益拡大とコスト削減に取り組む必要があるが、当委員会としては、人件費比率、間接経費比率等の財務分析比率を考慮すると合理化の余地が残っていると判断しているので、離島航路の廃止を契機に経営健全化に向けて一層の努力が必要である」との提言があったが、「離島航路の廃止」が「離島航路部門の営業譲渡」に変更となったものの、今後、当法人がフェリー航路のみを経営することとなるという点では同一であり、本提言は、依然として重要な意味を持つ。

この提言については、当法人から「今後のフェリー航路の経営について、経営改善に向け、次の項目を実施し、増収に努めるとともに経費の削減及び社内体制の改善を図ることとしている。」との回答があった。

（ア）増収策

- 営業活動の強化
- イベント運航の実施
- 運賃の見直し

東北新幹線青森駅開業に向け、船・海・食をキーワードに船を利用した企画商品の開発

(イ) 経費削減策

- 運航費用の抑制
- 人件費の削減
- 運航期間の見直し
- 運航ダイヤの見直し
- 乗船券発行システムのコンピュータ化

(ウ) 社内体制の改善策

- 社員の意識改革
- 営業力・企画力の醸成
- 成績評価システムの導入
- 社員研修の実施

当委員会も、これらの項目への取組はすべて重要であり、適当と考えるので、真摯に取り組んで成果をあげていただきたい。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「平成15年度に引続き平成16年度も、旅客運賃収益の減収により中長期経営計画の目標値は達成できず、計画との乖離額はさらに拡大する見込みである。今後は、離島航路廃止に伴い、フェリー航路を前提とした累積債務の解消に向けた新たな経営改善計画の策定に早急に取り組む必要がある」との提言があった。

これについては、離島航路部門の営業譲渡後の新たな経営改善計画はまだ策定されていないが、平成17年9月に当法人から示された今後のフェリー航路の収支見通し（検討案）では、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対するフェリーの傭船料等の支払が終了する平成21年度後も、2千万円弱の単年度赤字が続く見通しとなっている。

津軽・下北両半島の人口は減少しており、この地域への観光客の増加が図られない限り、フェリーの利用客の増加は難しいことも確かであるが、津軽・下北両半島は、豊富な観光資源に恵まれた地域であるので、旅行会社と共同で企画するなど、アイデアを振り絞って、単年度黒字化を目標とした経営改善がなされることを期待する。

ウ 業務執行状況

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと」との提言があった。

これについては、当法人から「組織体制の見直し、分担事務の明確化、業務のチェック体制の強化に努め、組織の活性化を図る」との回答があったので、しっかりとやっていただきたい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたって蟹田・脇野沢航路（フェリー航路）について、津軽・下北両半島を結ぶ海上交通機関として、地域の住民の経済交流及び観光客の利便性の確保による観光振興の推進に資するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 新たな経営改善計画の策定・公表

離島航路部門を営業譲渡した後のフェリー航路の累積債務の解消に向けた新たな経営改善計画を速やかに策定し、公表すること。

なお、提示された今後のフェリー航路の収支見通し（検討案）は、楽観的な収入予想に基づいたもので、これまでの趨勢を踏まえた実現可能性のある計画の策定が必要である。累積債務の解消策についても基本的に県及び市町村の補助金を当てにした計画であり、会社自体の経営

の健全化に向けた施策を具現化した計画を策定すること。

イ 経営健全化に向けた一層の努力

離島航路が新会社に営業譲渡されることを契機として、抜本的な経営健全化に向けた一層の努力をすること。

最後に、当法人の一層の経営努力が求められるのはもちろんであるが、当法人の経営努力だけでは限界があり、津軽・下北両半島の人口が減少している中では、観光客の増加に期待せざるを得ないので、両半島への観光客の増加が図られるよう、観光地としての魅力アップに向けた県及び関係市町村並びに関係機関・住民の取組を期待したい。

2 - 8 社団法人青森県産業振興協会

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理 事 長	林 光男	県所管部課名	文化観光部 観光推進課
設立年月日	昭和58年10月1日	出 資 金	20,500千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額
	青森県		6,000千円
	青森市		300千円
	弘前市		300千円
	八戸市		300千円
	県バス協会		300千円
	県物産協会		300千円
	県観光連盟		300千円
	県商工会議所連合会		300千円
	県商工会連合会		300千円
	県中小企業団体中央会		300千円
	組 織 構 成	区 分	人 数
理 事		21名	1名
監 事		1名	名
職 員		57名	32名
備 考			
業 務 内 容	青森県観光物産館(アスパム)及び青森県営浅虫水族館の管理運営、本県の産業、観光と物産、郷土芸能等の紹介・宣伝、産業振興のための調査・研究、産業及び文化の交流事業等		
経営状況 (平成16年度)	当期収入	823,961千円	(その他参考) 県の土地・施設等使用料に係る減免試算額 125,623千円 県からの受託料 397,343千円
	当期支出	823,152千円	
	(うち事業費	572,617千円)	
	当期収支差額	809千円	

(2) 沿革

青森県が21世紀に向けて大きく飛躍するためには地場産業の振興が急務であり、そのため、各産業を始め、観光、物産、郷土芸能等を総合的に紹介し、県内外から広く誘客し、より本県を理解してもらう場となる「青森県の顔」として県民が誇れる施設の建設が県内各界から強く要請されていた。

このため、県、市町村、関係団体等が総力を結集し、本県産業振興の拠点となるよう、将来をも展望した施設として「青森県観光物産館」(愛称：アスパム)を建設することとし、当法人が設立された。

しかし、アスパム建設時の長期債務の返済が計画どおり進まなかったことから、当法人の抜本的な経営改善を図るため、平成9年7月に、アスパム建設時の長期債務相当額を県が補助金として助成し、当法人は、アスパムを県に寄附し、県から無償で貸付けを受けることになった。

本県の文化観光振興を担う法人として一層の効率的運営を図るため、平成15年4月1日から青森県営浅虫水族館の管理運営も行ってきたが、平成18年4月1日から同水族館に指定管理者制度が導入されることに伴い、当法人が行う同水族館の管理運営は平成18年3月31日をもって終了することになった。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、アスパム及び県営浅虫水族館の管理運営を通じて、本県の産業、観光、物産等の総合的な紹介・宣伝を行い、本県産業の振興に寄与している。

アスパムについては、入館者数がここ数年減少傾向にあり、本県の産業、観光、物産等の総合的な紹介・宣伝を行うという当法人の役割を十分に果たすためにも、入館者数の増加が望まれるところである。

イ 経営状況

当法人は、アスパム及びその駐車場（一部を除く。）その他の敷地を県から無償で貸付けを受けて経営していることから、本来県に支払うべき使用料相当分（県の財産台帳から積算した試算額。平成16年度では125,623千円）については、決算書には現れていないが、実質的には県の助成を受けていることになる。

そして、当法人の決算書上の当期正味財産増減額から上記使用料相当分等を引いて独立採算過不足額を計算すると、平成16年度では116,633千円のマイナスとなっている。

このため、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「観覧料・賃貸料収入等が減少している実態があり、県財政に過大な負担をかけることがないように独立採算を前提にして更なる効率的な運営及び収益事業の拡大を目指す必要がある。」との提言があった。

会議室・イベントホールの賃貸料収入については、本県の産業・観光振興を図るというアスパムの目的に相応しくないものに対して会議室・イベントホールを貸していないため、民間と比較すると制約があること、アスパムに入居しているジョブカフェあおもり、ハローワークプラザあおもり及びハローワークヤングプラザの利用者については、駐車料金を無料としていること（平成16年度：約980万円）、収益事業だけでなく、公益事業（観光案内、津軽三味線音色頒布会及びねぶた囃子無料講習会の開催等）も行っていること等を考慮しても現在のよう県に対する使用料を支払わないで収支がようやく釣り合っているという状況では、経営の効率が悪いと言わざるを得ない。

ウ 業務執行状況

アスパムの入館者数は、長期的に減少傾向にあり、直近3か年においても、平成14年度843,400人、平成15年度811,700人、平成16年度685,000人と減少している。これに伴って、2階のパノラマ館及び13階の展望台の有料入館者数も、平成14年度81,095人、平成15年度75,948人、平成16年度63,532人と減少している。

このような状況から、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「アスパムについては、入館者数・有料入館者数等の減少に伴って、観覧料収入・賃貸料収入は前期に比較して減少していることから、数値目標を定めて利用者数を増加させる施策を積極的に展開すべきであり、営業力の強化が一層求められる。」との提言があった。

これを受けて、当法人は、平成17年度において、入館者750千人、有料入館者70千人という目標を定め、また、誘客対策として、

津軽三味線音色頒布会及びねぶた囃子無料講習会の開催

「あおもり体験ホール」の体験メニューの充実

有料入館者増加対策として「ごくりカードでごゆっくり」の実施

直営店「青森県地場セレクト」のオープン

春夏秋冬・四季の食材にこだわった創作洋風料理店のオープン

大型客船誘致対策としてポートセールスの実施

駐車料金の割引金額の見直しと24時間対応の自動精算機の導入

元旦営業の実施

に取り組み、今後も引き続き営業力の強化を最重要課題として推し進めることとしているから、その成果に期待したい。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「施策の実施に当たっては、最上階レストランの撤退予定など、当施設が全体として魅力に乏しくなってきたという実態認識を持った上で根本的に経営を考え直す必要があり、運営に関してデベロッパーなどの外部専門家の活用や利用者のニーズの把握など、基本的なマーケティング手法をベースにした活動計画と具体的な目標立案することを期待する。」との提言があった。

これについては、外部の専門家や有識者で構成される「アスパム活性化検討委員会」から平成15年2月に提言を受けた「青森県観光物産館機能強化に係わる調査報告書」をもとに、次のとおりハード・ソフト両面の見直しを行っている。

- ・ 利用者のニーズを受けて、平成16年2月に1階お土産コーナーの拡張を行い、店舗数を3店舗から5店舗に増やし、また、エスカレーター周辺において日替わり・週替わりでの催事を実施していること。
- ・ 平成17年3月に2階全体を見直した改装を実施し、新しいコーナーを増設するなど、来館者に青森県の総合的な情報を提供していること。

当法人は、上記のように外部の専門家や有識者の意見及び利用者のニーズを取り入れた見直しを行っているが、平成17年度の4月から9月までの入館者数及び有料入館者数は、前年度に比較し、減少しており、依然として減少傾向に歯止めがかかっていない。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと」との提言があった。

これについては、当法人から「顧問税理士事務所による年4回の監査の実施を行っている。」との回答があった。

しかし、内部監査は、「経営者の指揮の下に法人組織内部に属する職員等が担当業務以外を相互に監査し合い、これをもって法人内部の不正や不規則を自ら発見し、また、未然に防ぐ」という役割を担うものであり、税理士などの外部の者による監査は、内部監査には該当しないので、内部監査規程を制定し、内部監査を実施して欲しい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が本県の産業、観光、物産等の総合的な紹介等を行い、本県産業の振興に寄与するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 効率的な運営及び収益事業の拡大

アスパム及びその駐車場その他の敷地を県から無償で貸付けを受けていることを考えると、当法人が本県産業の振興を図るための公益事業に経費を支出している点を割り引いても、経営の効率が悪いと言わざるを得ないので、給与体系の見直しその他の経費の節減や誘客による収

益向上を図るなど、独立採算を前提にして、アスパムが民間企業により運営された場合と同程度の収益を上げることができるよう、更なる効率的な運営及び収益事業の拡大に向け、一層の努力をすること。

イ 実施事業ごとの経営情報の開示等

現行の決算書において、人件費等の経費について適切な配賦基準が採られていないため、一般会計と特別会計の収支が実態を反映したものとなっていない。人件費等の経費について適切な配賦基準をもとに一般会計と特別会計とに配賦し、経営実態を反映した決算書の開示を行うこと。また、実施事業ごとの収支を把握し、費用対効果の観点からも事業の見直しや事業実施方法の改善を行うこと。

ウ 内部監査の制度確立と実施・強化

「内部監査」の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと。

最後に、アスパムの入館者数の増加は、当法人の経営状況の改善につながるとともに、本県の産業、観光、物産等の総合的な紹介・宣伝を行うという当法人の役割を適切に果たすことにもつながるので、県内外の人々が「アスパムにぜひ行ってみたい。」と思わせる魅力づくりとその効果的な情報発信に取り組んでいくことを期待したい。

2 - 9 社団法人青森県畜産物価格安定基金協会

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

会長理事	中谷 藤太郎	県所管部課名	農林水産部 畜産課	
設立年月日	昭和47年10月13日	出資金	572,710千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	農協連・農協等		194,290千円	33.9%
	青森県		160,000千円	27.9%
	(社)青森県配合飼料価格安定基金協会		120,500千円	21.0%
	市町村		97,920千円	17.1%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	9名	1名	
	監事	2名	名	
	職員	3名	3名	
業務内容	肉用子牛生産者に対する生産者補給金の交付、肉豚生産者に対する価格差補てん金の交付等			
経営状況 (平成16年度)	当期収入 3,740,107千円	(その他参考)		
	当期支出 3,736,870千円			
	(うち事業費 668,313千円)			
	当期収支差額 3,237千円			

(2) 沿革

国の補助金制度創設を受けて、肉用に肥育するための素牛として重要性が高まっていた乳用雄子牛について、その販売価格が一定水準を下回った場合に生産農家に価格差補てん金を交付し、生産農家の経営安定を図ることを目的として、昭和47年10月に「社団法人青森県乳用雄子牛価格安定基金協会」が設立された。

その後、昭和52年には、国の制度改正を受け、乳用雄子牛を含む肉用子牛全体を対象とした「肉用子牛生産者補給金交付事業」を実施することとなり、これに伴い、名称が「社団法人青森県肉用子牛価格安定基金協会」に変更された。

昭和63年6月の日米・日豪の合意により平成3年4月から牛肉輸入数量制限が撤廃されることになったため、牛肉輸入自由化対策として「肉用牛生産安定等特別措置法」が制定され、この法律に基づく肉用子牛生産者補給金制度が平成2年4月からスタートし、制度の拡充・強化が図られた。

また、平成7年には、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意等に対応した「地域肉豚生産安定基金造成事業」の創設を受けて、「肉豚価格差補てん事業」を実施することとし、名称が「社団法人青森県畜産物価格安定基金協会」に変更された。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、「肉用子牛生産者補給金交付事業」と「肉豚価格差補てん事業」を実施することにより、畜産物の生産及び価格の安定を図り、畜産経営の健全な発展に資している。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「社団法人青森県畜産協会（以下「畜産協会」という。）との統合については障害がいろいろ存在すると想定されるが、経営上の観点からも、利用者の視点に立ってもメリットがあると考えられるので、前向きに検討してほしい」との提言があった。

これについて、当法人からは、「統合によるメリットよりもデメリットが多く、現時点では、統合の緊急性と必要性が認められない」との回答があった。

確かに、当法人は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び社団法人全国肉用牛振興基金協会からの補助金等収入、契約手数料収入及び基本財産等の運用収入により、健全な経営をしており、仮に畜産協会と統合したとしても、当法人の事業に係る会計は厳格に分離する必要があり、事務処理の特殊性から人事異動が困難であるなど、メリットにつながらない点が多いことから、当法人にとってみれば、合併について緊急性と必要性が認められないとの意見も理解できないではない。

しかし、畜産振興という目的を達成する上で、当法人の行う畜産物（肉用子牛及び肉豚）の生産及び価格の安定という施策が他の畜産振興に係る施策と離れて無関係に存在するわけではなく、国、県、畜産協会等の行う諸事業と一体となって畜産振興という目的が達成されるはずである。

所管課が定めた「青森県における畜産関係団体の再編統合の基本的な考え方」においては、「今後の畜産情勢の大幅な変化に的確、かつ、柔軟に対応しうる団体として、さらに畜産農家から必要とされる畜産団体としての組織体制のあり方を各団体が相互に検討し、総合的かつ効果的な畜産振興を推進するための再編統合を積極的に推進する」とされており、当法人は、畜産協会と統合することが計画されていることから分かるように、畜産振興という全体的な観点から見た場合、当法人と畜産協会との統合には、意義があると考えられる。

したがって、当法人に対しては、「当法人にとっての統合によるメリット・デメリット」といった狭い観点からではなく、本県の畜産振興という根本の目的に立ち返って、「総合的かつ効果的な畜産振興を推進するための」畜産協会との統合について、再度、検討していただくことを望みたい。

イ 経営状況及び業務執行状況

肉用子牛生産者補給金交付事業に係る生産者補給金は、機構からの生産者補給交付金と機構、県及び生産者による生産者積立金で賄われる仕組みとなっている。

また、肉豚価格差補てん事業に係る補てん金は、生産者による積立金と機構からの補助をもって造成された地域肉豚生産安定基金により賄われる仕組みとなっている。

したがって、生産者補給金及び補てん金の交付額が大きくなったとしても、それにより当法人の経営状況が直ちに悪化するということはない。

人件費その他の一般管理費については、契約手数料収入及び基本財産等の運用収入で賄われており、これらの経費が増大すると当法人の経営状況が悪化することになるため、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「引き続き経費削減等の経営合理化に努めて欲しい」との提言があったが、平成16年度は、契約手数料収入及び基本財産等の運用収入の範囲内で支出されており、経営状況は、概ね良好である。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと」との提言があった。

当法人の経営評価シートの「内部監査の実施状況」では、監事による監査と機構による調査指導が記載されているが、内部監査とは、「経営者の指揮の下に法人組織内部に属する職員等

が担当業務以外を相互に監査し合い、これをもって法人内部の不正や不規則を自ら発見し、また、未然に防ぐという役割」を担うものであり、監事による監査と機構による調査指導は、内部監査に当たらないので、内部監査規程を制定し、内部監査を実施して欲しい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたって畜産物の生産及び価格の安定を図り、畜産経営の健全な発展に資するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 畜産協会との統合に向けた検討

本県における総合的かつ効果的な畜産振興を推進するため、社団法人青森県畜産協会との統合に向けた検討を開始すること。

イ 内部監査の制度確立と実施・強化

「内部監査」の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと。

最後に、本県の総合的かつ効果的な畜産振興を推進するため、より効果的かつ効率的な運営が可能となる統合後の組織のあり方を所管課とともに検討し、それを目指して取り組んで欲しい。

2 - 1 0 財団法人むつ小川原漁業操業安全協会

(1) 法人の概要

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

理 事 長	古川 健治	県所管部課名	農林水産部 水産振興課	
設立年月日	昭和 58 年 10 月 19 日	基本財産	1,598,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	日本原燃株式会社		1,000,000 千円	62.6%
	青森県		500,000 千円	31.3%
	基本金組入額		98,000 千円	6.1%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	1 1 名	名	
	監 事	2 名	名	
	職 員	2 名	1 名	
	業 務 内 容			
むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害の発生を防止し、漁業操業の安全確保を図るための啓発指導、情報連絡及び調査研究、当該船舶による漁業被害に対する救済金等の給付、当該船舶による漁業被害の解決に必要な交渉の援助、漁業の振興を図るための助成等				
経営状況 (平成 16 年度)	当期収入	39,521 千円	(その他参考)	
	当期支出	40,966 千円		
	(うち事業費	25,439 千円)		
	当期収支差額	1,445 千円		

(2) 沿革

むつ小川原港周辺海域においては、同港の建設以前から地元漁業者等により多種多様の漁業が営まれてきたところであり、同港の建設に伴い漁業操業の安全に対する危惧が生じたことから、将来にわたって永続的に同港周辺海域における漁業操業の安全を確保し、漁業者の生活の安定を図るため、県から 5 億円の出資を受け、昭和 5 8 年 1 0 月に当法人が設立された。

平成 5 年 3 月に、漁業操業の安全確保及び漁業の振興等を図ることを目的として日本原燃株式会社から 1 0 億円の寄付を受け、基本財産に組み入れるとともに、寄附行為の目的及び事業に「漁業の振興を図るための助成」が追加された。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、むつ小川原港周辺海域における漁業操業の安全確保及び漁業被害の救済を図ることを目的に設立されたが、その後、日本原燃株式会社からの寄附を受け、漁業の振興を図ることが当法人の目的に加わった。

むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害は、当法人の設立以来 5 件しか発生しておらず、その結果として、当法人の現在の主な事業は、設立当初の目的である同港周辺海域の漁業操業の安全確保及び漁業被害の救済を図ることよりも、漁業の振興を図ることが中心となっている。

当法人は、漁業の振興を図るための事業として漁業振興対策助成事業を実施し、漁業関係団体が行う事業に対し助成しているが、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「漁業振興対策助成事業の一部に見られる設立目的に合致しない活動を見直すこと」を求められていた。

これについては、当法人から「設立目的に合致しない漁業振興対策助成事業については、今後、所管課及び理事会等と協議の上、改善に努めたい」との回答があったので、今後の改善に期待したい。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「漁業被害対策以外の目的には極力助成金を使わないという原則を守ることが必要である。該当事業が無かった場合は基金に組み込む（貯める）ことや公益信託などの方法がある。」との提言を受けている。

これについては、当法人から「寄附行為に基づいて、漁業被害対策や事故の未然防止、安全確保のための啓発普及事業、漁業振興のための助成事業を行っている。」との回答があった。

当法人の回答は、「漁業振興のための助成事業は、当法人の寄附行為に基づいて行っているものであり、当法人の寄附行為には、漁業被害対策以外の目的には極力助成金を使わないという原則はない。」との趣旨であると推察される。

しかし、昨年度の青森県公社等経営評価委員会においても、漁業振興のための助成事業が寄附行為に基づいて行われていることは承知していたものであり、この提言の真意は、「当法人の設立当初の目的は、むつ小川原港周辺海域の漁業操業の安全確保と漁業被害の救済を図ることにあるので、漁業被害が発生していないことを理由に当該年度の基本財産の運用収入の大部分を漁業振興対策助成事業に充ててしまうのではなく、漁業被害が発生した場合の救済に支障が生じることのないよう、留保しておくべきである。」という点にある。

当法人は、日本原燃株式会社からの寄附金の運用収入の80パーセントを漁業振興助成事業に充当することとしているが、漁業振興助成事業の対象事業を十分に精査した上で、真に漁業振興が図られる事業のみに助成することとし、残額は災害積立金として積み立て、大規模な漁業被害に備えるような運用を期待したい。

イ 経営状況

平成16年度の当期収支差額は、144万円の赤字となっているが、これは、財政調整積立金450万円を積立てたことによるものであり、当法人の経営状況は、概ね良好である。

しかし、当法人の中長期経営計画書によると、平成18年度以降、当法人の主な収入源である基本財産の運用収入が国債が満期を迎えることにより減少する計画となっており、事業費及び運営経費の見直しが必要となっている。

ウ 業務執行状況

当法人は、安全対策事業、救済助成事業及び漁業振興対策助成事業の3つの事業を実施しているが、平成16年度においては、漁業振興対策助成事業費が全事業費の99パーセント以上を占める状況となっている。

当委員会は、この漁業振興対策助成事業について過去3年間の執行状況を調査したところ、助成先及び助成額がほぼ固定しているという状況が確認された。

この点については、既に昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「現状では実施した事業の効果が曖昧であることから、これを評価し公表することを求める」との提言を受けているとおり、このような状況が続くと当法人からの助成金が非効率的に使われるおそれがあることから、実施事業を評価し、公表することは重要な意味を持つと考える。

この提言については、当法人から「要綱案を作成したところであり、今後、理事会に諮り、実施したい」との回答があったことから、速やかに実施されることを期待する。

また、助成に当たっては、漁業関係団体への機械的な配分にならないよう、毎年度、実施事業を精査し、真に漁業振興につながるような事業に助成していく必要がある。

当法人は、現在、専任の職員1名で業務の執行が行われているが、この点について、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「本法人の将来的な組織の在り方として漁業被害対策事業そのものは必要であるが、専任者1人という組織が独立して存在する意味が薄いと認識していることから、事業は存続させて、組織は別団体と統合して合理化するという方法も考慮すべき時期にきているのではないか」との提言を受けている。

これについては、当法人から「当法人は、内外の厳しい財政状況を受け、合理化を図った結果、専任者1人の体制となったところであり、借金や負債もなく、また、県等からの補助金等も受けておらず、健全に経営している。今後とも、より効率的な運営を保てるような組織体制を理事会に諮り、検討していきたい」との回答があった。

当委員会が確認したところでは、専任の職員は六ヶ所村役場内におり、事務局長は青森県漁業協同組合連合会（事務所：青森市）の専務理事が兼務しているため、専任の職員は、週に1回程度、青森市まで出張している状況にある。確かに、当法人には負債がなく、また、県からの補助金も受けておらず、現在のところ財務面においては健全な経営が行われているものの、内部統制及び業務の効率性という観点から見ると、当法人の現在の組織体制には問題があると言わざるを得ない。また、職員が長期間同一の職務に従事する場合には、職務遂行上のモラルとモチベーションの低下を招きやすく、また、職員に事故等があった場合に当法人の運営が立ち行かなくなる恐れがあるなどの弊害もある。

したがって、経営財務面において健全であることを理由に現在の体制を肯定することなく、当法人の回答にあるように、今後とも、内部統制の取れたより効率的な運営を保てるような別団体との統合も含めた組織体制を理事会に諮り、検討していただきたい。

（４）当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたってむつ小川原港周辺海域における漁業操業の安全確保及び漁業被害の救済並びに漁業の振興を図るという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 統合等による内部統制の充実強化及び業務執行の効率化

専任者1人という現在の組織体制については、内部統制の観点からは問題があり、また、業務執行の効率性の観点からも不十分であるので、別団体と統合するなど、内部統制の充実・強化と業務執行の効率化を図っていくこと。

イ 漁業振興対策助成事業における実施事業の精査

漁業振興対策助成事業における漁業関係団体への助成に当たっては、単なる機械的な配分にならないよう、毎年度、実施事業を精査し、真に漁業振興につながるような事業に助成していくこと。

最後に、水産業は、本県にとって重要な産業であり、漁業振興を目的の一つとする当法人に期待される役割は大きいことから、漁業振興対策助成事業における漁業関係団体への助成に当たっては、県の漁業振興施策と連携した効果的かつ効率的な助成に努めて欲しい。

平成17年度 青森県公社等点検評価委員会 委員名簿

: 委員長

【学識経験者】

末 永 洋 一	青森大学総合研究所長	(第1班)
---------	------------	-------

【企業経営者】

安 保 照 子	株式会社はとや製菓代表取締役社長	(第1班)
藤 村 徹	藤村機器株式会社代表取締役社長	(第2班)

【会計専門家】

倉 成 美納里	倉成会計事務所(公認会計士・税理士)	(第2班)
---------	--------------------	-------

【行政経営推進室長】

工 藤 洋 一	青森県総務部行政経営推進室長	(第1、2班兼務)
---------	----------------	-----------

主な担当公社等

第 1 班	末 永 委員長	1 - 1 ~ 1 - 10 の公社等
	安 保 委 員	
	工 藤 委 員	
第 2 班	藤 村 委 員	2 - 1 ~ 2 - 10 の公社等
	倉 成 委 員	
	工 藤 委 員	

(参 考)

青森県公社等点検評価委員会による点検評価実施対象公社等及び点検評価実施(予定)年度

公 社 等	平成17年度	平成18年度
1 - 1 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団		
1 - 2 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団		
1 - 3 青森県土地開発公社		
1 - 4 財団法人青森県建設技術センター		
1 - 5 青森県道路公社		
1 - 6 青森県住宅供給公社		
1 - 7 青い森鉄道株式会社		
1 - 8 むつ小川原原燃興産株式会社		
1 - 9 財団法人青森県沿岸漁業振興協会		
1 - 10 青森空港ビル株式会社		
1 - 11 八戸臨海鉄道株式会社		
1 - 12 財団法人青森県生活衛生営業指導センター		
1 - 13 株式会社青森データシステム		
1 - 14 株式会社建築住宅センター		
2 - 1 財団法人21あおもり産業総合支援センター		
2 - 2 社団法人青い森農林振興公社		
2 - 3 社団法人青森県栽培漁業振興協会		
2 - 4 財団法人青森県フェリー埠頭公社		
2 - 5 財団法人青い森みらい創造財団		
2 - 6 財団法人青森学術文化振興財団		
2 - 7 下北汽船株式会社		
2 - 8 社団法人青森県産業振興協会		
2 - 9 社団法人青森県畜産物価格安定基金協会		
2 - 10 財団法人むつ小川原漁業操業安全協会		
2 - 11 むつ小川原石油備蓄株式会社		
2 - 12 社団法人青森県畜産協会		
2 - 13 社団法人青森県水産振興会		
2 - 14 財団法人青森県育英奨学会		
2 - 15 財団法人暴力追放青森県民会議		